

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ネパール人権報告書 2016 年版

概要

ネパールは、連邦民主共和国である。政治体制は、ネパール暫定憲法 2063(2007 年)に代わって、2015 年 9 月に制定された憲法を基本とする。憲法は、最高行政官である首相、二院制議会及び 7 州行政区画の枠組みを定めている。ネパールに憲法を制定する暫定憲法の下に委ねられた制憲議会は、この憲法が制定された時点で、国会になった。ネパールは 2013 年 11 月に、制限議会の全国選挙を実施した。国内外の監視団によれば、この選挙は、信憑性があり且つ公正であった。

文民当局は、治安部隊に対する実効支配を維持した。

最も重大な人権問題には、憲法の採択に関連して特にテライ地域(Terai)で 2015 年 8 月に始まった抗議運動の取り締まりにおいて治安部隊職員が行った、過度な武力行使の申立てなどがあった。この抗議運動は、2016 年 2 月末時点で終結していなかった。2016 年をほぼ通じて、動乱時に発生した過度の武力行使の申立てに対する正式な捜査を政府が開始しなかったことも、懸念材料であった。ネパールの 2 大暫定司法機構である、真実和解委員会(Truth and Reconciliation Commission)(TRC)及び強制失踪者調査委員会(Commission on the Investigation of Enforced Disappeared Persons)(CIEDP)に対し、政府が実施を遅らせ、これに十分な資源を提供しなかったこと及び、内戦時代に発生した犯罪に対する訴追が行われなかったことにより、10 年に及ぶ(1996 年から 2006 年までの)内戦時に発生した人権侵害及び人道法違反に対する正義及び説明責任の必要が高まった。憲法には、ジェンダーによる差別を規定する条項が組み込まれており、女性及び女兒に対する差別は依然として問題であった。

その他の人権問題には、刑務所及び拘禁施設の劣悪な状況及び警察による被拘禁者の虐待などがあった。裁判所は、政治的圧力、賄賂及び脅迫に依然として左右されやすかった。報道機関に対する嫌がらせ及び報道の自己検閲という問題も発生した。政府は、憲法制定プロセスに対する武力抗議運動が発生していた地域では特に、集会の自由を制限することがあった。政府は、難民、特にチベット族住民に対して複数の自由を制限した。汚職は、政府のどのレベルでも依然として問題であった。ジェンダーによる差別を設ける市民権に関する法規則によって、無国籍者が増大した。早期結婚及び強制婚並びに、持参金絡みの殺人を含む、女性に対する拷問及びドメスティック・バイオレンスは、依然として深刻な問題であった。孤児院における虐待の報告を含め、子どもに対する暴力が相次いで発生しており、訴追に及ぶことはほとんどなかった。成人及び未成年者の性的人身売買は、依然

として重大な問題であった。ジェンダー・マイノリティ及び性的少数派に対する何らかの嫌がらせと同様に、障害者、下層カーストの人々及び一部の民族集団も相次いで差別の対象になった。労働者の権利は若干制限された。強制労働及び債務労働は、この慣行が法により禁じてられているにもかかわらず定着しており、この労働の撤廃においては、政府による進展はほとんど見られなかった。児童労働の撤廃に向けた努力にはやや進展が見られた。

政府は、相次ぐ法律違反で告発される官吏及び治安部隊の捜査を定期的に行い、責任を追求した。2015年8月から2016年2月初めにかけて、憲法に関わる混乱時に発生した抗議運動者に対する過度の武力行使の申立ては適用除外となり、説明責任は問われなかった。政府は2016年8月に、憲法に関わる混乱時に発生した人権侵害の申立てを調査するための独立した司法委員会の設立を承認したが、2016年9月時点で、委員会の活動は始まっていなかった。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

複数の報告によれば、政府又はその代行機関は、恣意的な又は違法な処刑を行った。中西部の丘陵地帯及びテライ地域で発生した抗議運動、蛮行及びゼネストの決行等の、2015年9月に発生した憲法制定に関連する市民暴動は、2016年2月まで続いた。国家人権委員会(National Human Rights Commission)(NHRC)によれば、ネパール国家警察及び武装警察隊(Armed Police Force)(APF)によって、55人が命を奪われた。多くは抗議運動者であった。この死亡事件の大多数は、2015年8月から9月の抗議運動の早い段階で発生したもので、2016年に死亡した抗議運動者は3人であった。独立した合憲組織であるNHRC及び、アムネスティ・インターナショナル等の市民団体による調査の結果、治安部隊の武力行使は、過剰である、偏っている又は不必要であるとされた。一部の人権擁護団体及びNHRCの主張によれば、群衆の取締り活動を行う警察職員は、地方行政法(Local Administration Act.)に明記される武力行使の行き過ぎに関するガイドラインを遵守しようとしなかった。同法によれば、治安部隊は、人命に対する差し迫った脅威がない限り、犯罪容疑者に発砲する時に膝から下を狙わなければならない。警察及び一部の政府関係者は、抗議運動者の多くは、鋭利な武器を振り回したり、物を投げつけたり、警察車両及び派出所に火を放ったり、治安職員を直接攻撃したりした時点で人命に対する差し迫った脅威になったため、処刑は正当な行為であったと主張した。

報道によれば、モラン郡(Morang)警察は、2016年1月21日に個別に発生した2つの事件で、

抗議運動者 3 人を殺害した。NGO のテライ人権擁護者同盟(Terai Human Rights Defenders Alliance)によれば、警察は、レンジリー(Rangeli)市で、当時の首相カドガ・プラサード・シャルマ・オリ(Khadga Prasad Sharma Oli)政権に抗議するために集結した群衆に無差別に発砲したとされ、これによってドロパディ・デヴィ・チョードリー(Dropadi Devi Chaudhary)及びマハデフ・リシデフ(Mahadev Rishidev)が命を失った。THRDA の報告によれば、警察が発砲したのは、リシデフは抗議運動から逃げようとしていた時であった。伝えられるところによれば、ダイナー村開発委員会(Dainya Village Development Committee)で同じ日に起こった別の事件で、APF 職員は、警察車両に石を投げた抗議群衆に発砲し、Shivu Majhi が死亡したということである。THRDA によれば、群衆は、ダイナー村のマデシ住民に暴行及び嫌がらせを行った、丘陵地域を拠点とする若者を保護した警察に抗議していた。

2016 年を通じて、NHRC、国内の人権活動家及び、ヒューマンライツ・ウォッチ等の国際 NGO は、極めて頻繁に、政治的混乱時に発生した死傷事件の独立した捜査班を創設するよう要求した。上記は、警察に対する攻撃は調査したが、多数の事案において、民間人被害者のために、第一次事件報告(First Incident Report)に登録するのを拒否したことについて政府を非難した。政府は 2016 年 8 月に、テライ地域で発生した人権侵害容疑を調査するための司法委員会の設立を承認した。政府は 2016 年 8 月に、この暴動で命を失った 52 人(警察官 11 人及び抗議者 41 人)の家族に、それぞれ 100 万ネパールルピー(NR)(10,000 ドル)を支払うことも承認した。

内戦時代を象徴する事案には、ほとんど進展はなかった。最高裁判所は 2016 年 1 月に、1998 年のウジャン・クマール・シュレスタ(Ujjan Kumar Shrestha)の殺害で有罪判決を受けたマオイスト議員バルクリシュナ・ドゥンゲル(Balkrishna Dhungel)に対する政府の恩赦を覆す判決を下した。最高裁判所の判決及び同氏の逮捕命令にもかかわらず、ドゥンゲルは依然として自由の身であり、2016 年を通じて、社会の催しに出席する姿が確認された。2016 年 1 月には、カブレ郡(Kavre)裁判所で、マオイストの内乱時に、拷問で殺害されたとされるマイナ・スルワル(Maina Sunar)の事案も再開された。この事案は 2013 年に、被告である元ネパール軍人 4 人の出廷を拒否して以来保留状態になっていた。

b 失踪

2016 年を通じて、失踪に対する政府の関与が何度も非難された。NGO のインフォーマル・セクター・サービスセンター(Informal Sector Service Center)(INSEC)によれば、シンドゥ・パルチョーク郡(Sindhupalchowk)のタトパニ(Tatopani)の地元住民は、APF は 2016 年 3 月に、タトパニに一時滞在していた労働者クマル・タマン(Kumar Tamang)を逮捕したと報告した。タマンの血縁者は地元の APF 当局からタマンを拘禁していないと言われ、同氏の行方の捜

索を要求する抗議運動を行った。警察は 2016 年 3 月に捜査を開始した。

1996 年～2006 年の間に行方不明となった人々の多くの消息は未だに不明のままである。NHRC の推計によれば、およそ 842 件の行方不明事件が未解決のまま残されており、そのうち 594 件は政府主体が関与した可能性があるということである。政府は、2016 年 12 月時点で、内戦時代の失踪に関与した件で現職又は元政府関係者の訴追も、NHRC が国家主体によって失踪させられたと特定した 606 人の所在に関する情報提供も行わなかった。NHRC の報告によれば、内戦時代の発生した未解決の失踪 149 件に、マオイストが関与していると考えられている。2016 年 12 月時点で、失踪への関与について政府から訴追されたマオイストは 1 人もいなかった。CIEDP は 2016 年 4 月から 8 月にかけて、内戦時代の被害者からの苦情申し立てを複数件登録し、その後、苦情申し立ての調査を開始した。

内戦時代の行方不明者の総数は、概ね変わっていなかった。国際赤十字委員会(ICRC)は、2016 年 8 月時点で、1,334 人の行方不明者名を列挙した。比較すると、前年は 1,343 人であった。ICRC の報告によれば、2016 年 1 月から 8 月までに、新しい事案が 2 件提出され、6 件は打ち切られた。これに対し、CIEDP は苦情申し立て期間を通じて、2,793 人の行方不明者名を登録している。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

2007 年の暫定憲法及び 2015 年憲法の両方の要件に反して、拷問は明示的に非合法化されておらず、法律では拷問加害者を罰するための明確なガイドラインは示されていない。拷問賠償法(TCA)は、拷問の犠牲者には償いを与えるべしと規定しており、被害者は訴えを起こさねばならず、裁判で事件の解決を追求せねばならない。

複数の人権擁護活動家及び法律専門家によれば、警察は、主に殴打による苛酷な虐待を利用して自白を強要した。THRDA は、被拘禁者に行った聞き取り調査に基づいて、2015 年に比べて、虐待の発生頻度が若干増加したと報告した。THRDA は、テライ地域の農村部では、警察による虐待の傾向に改善は見られなかったと述べた上で、2015 年 8 月から 2016 年 2 月にかけてテライ地域で発生した市民暴動に関連して逮捕された複数個人の虐待について警察を非難した。アムネスティ・インターナショナルは、2016 年 7 月に公表した報告書の中で、警察は、ティブカル(Tikapur)群で治安部隊員 8 人と子ども 1 人が抗議者に殺害された後、カイラリ郡(Kailali)のタルー族コミュニティの住民を恣意的に逮捕し、拷問し、その他の虐待に晒した上、何人かに強制的に自白書に署名させたと非難した。

THRDA によれば、拷問の被害者は、警察又は他の役人からの脅迫及び報復の恐怖を理由に、

訴状の提出を嫌がる人が多いということである。THRDA によれば、裁判所は、信憑性のある裏付け証拠、特に、診断書がないことを理由に、拷問疑惑事案の多くを最終的に取り下げてしまったということである。THRDA 及び他の複数の NGO によれば、裁判所が損害賠償を与えた事案又は警察に懲戒措置を命令した事案でも、この裁決が実施されることは稀であった。

THRDA の報告によれば、2016 年 8 月現在で、郡裁判所に警察の人権侵害の苦情申し立てを数件提出していたが、いずれも係争中だということである。アドボカシー・フォーラム (Advocacy Forum) の別の報告によれば、2016 年 8 月までに、拷問に対する損害賠償請求を郡裁判所に 9 件提出しており、いずれも係争中だということである。AF の報告によれば、2010 年以降に AF が提出した事案 100 件のいずれにも対応しなかったネパール国家警察人権委員会(HRC)には、一件も事案を提出しなかったということである。ネパール国家警察 HRC は、2016 年 8 月現在で、昨年の苦情申し立て 8 件より少なくなった、3 件の拷問の苦情申し立てを受理し、他の残忍、非人道又は品位を傷付ける扱いの苦情申し立ては 2 件受理したと報告した。拷問を申し立てた事案 3 件では、警察職員 10 人が有罪を宣告され、降格又は昇進の保留及び職歴への正式な処分の記載等の、署内措置を受けた。残忍な扱いを申し立てる事案 2 件では、警察職員 2 人が行政処分を受けた。

AF の拷問に関する 2015 年の報告によれば、AF が 2015 年に聞き取り調査を行った被拘禁者 1,212 人のうち 17.2 パーセントが、何らかの形態の身体的虐待を受けていた。比較すると、2014 年は 16.2 パーセントであった。この調査が示したところによれば、「先住民」と特定された被拘禁者による拷問の届出率は、若干上昇していた。ネパール国家警察 HRC によれば、事件の申立てはほぼ全て、正式に報告又は捜査されなかった。ネパール国家警察 HRC は 2016 年 8 月に、4 つの郡の拘禁施設 7 箇所で行った検査を実施し、勾留時の扱いについて被拘禁者に聞き取り調査を行った。

内戦時に行われた拷問について、刑事司法制度に持ち込まれた事案はなかった。

2016 年 2 月の国連の報告によれば、成人被害者 3 人が巻き込まれた事件について、ネパール人平和維持活動家 1 人に対し、南スーダンにおける性的搾取及び虐待の申し立てが 1 件発生した。この平和維持活動家は、性的虐待及び物資と引き換えの性行為要求で告発された。この申し立てに対する政府の捜査が続いている。

刑務所及び収容施設の状況

複数の人権擁護団体によれば、刑務所の状況、特に、未決拘禁施設の状況は劣悪で、国際

基準を満たしていなかった。

物理的状況：刑務所の態勢は過密状態であり、2016 年 8 月現在で、指定収容者数 10,978 人の国内 74 箇所の刑務所に 19,078 人の受刑囚が収容されていた。THRDA によれば、拘禁施設の過密状態は依然として深刻な問題であったが、警察が施設を複数新設したことで、若干の改善が見られた。刑務所の過密状態は、バンケ郡(Banke)刑務所で最もひどく、指定収容数 150 人の施設に収容される受刑囚は(前年に比べて 77 人多い)643 人であった。検事総長府(Office of the Attorney General)(OAG)2015 年のモニタリング報告書によれば、国内 8 箇所の刑務所の収監者は、それぞれの収容者数の 2 倍を超えるということである。OAG の報告書によれば、1 箇所の刑務所及び 4 箇所の拘禁施設では、窓の数が足りないため、過密状態に起因して採光又は空気が不足していた。

当局は、未決被拘禁者と受刑囚を概ね別に収容した。未成年者の拘禁施設が不足しているため、当局は、未決拘禁中の子どもを成人と同房に収監したり、子どもが収監中の親と共に刑務所内に留まることを許可したりした。

OAG の報告書によれば、OAG が監視した刑務所 12 箇所には、女性専用房があったのに対し、OAG が監視した拘禁施設 27 箇所には、女性専用施設がなかった。

OAG の報告書によれば、国内 6 箇所の拘禁施設は窓がなく、4 箇所はトイレ又は風呂場が併設されていなかった。拘禁施設の状況を監視する AF 及び THRDA によれば、健康診断は概ね、通り一遍で機械的であった。AF の報告によれば、重篤な状態の被拘禁者は十分な医療を施されていなかった。OAG の報告書によれば、国内 3 箇所の刑務所は、調理施設が不十分又はない状態であった。OAG の報告書によれば、グルミ郡(Gulmi)の刑務所及びマホッタリ郡(Mahottari)の刑務所はそれぞれ、寝台がないため、収監者は床で睡眠をとった。AF によれば、被拘禁者の中には、濾過されていない汚れた水しか飲めない者や、食事が十分に与えられないものいた。拘禁施設の多くは、換気、採光、暖房及び寝具が劣悪であった。

NGO のネパールの児童労働者(Child Workers in Nepal)によれば、成人が働く工場に収容される子どもはたいてい、成人の被拘禁者からのいじめに遭遇し、警察から乱暴な扱いを受けた。衛生状態は劣悪で、警察及び成人被拘禁者は、たいてい、未成年者にトイレ清掃をさせた。

運営：AF 及び THRDA によれば、拘禁施設の記録保持は不十分で、逮捕記録の偽造は日常茶飯事であった。非暴力犯罪者に対する、禁固又は罰金刑又はその両方に代わる罰則はなかった。

NHRC の監視報告書によれば、刑務所及び拘禁施設は、風管者が既定手続きを通じて苦情申し立てを提出することを許可しているということであるが、AF によれば、被拘禁者は脅迫及び威嚇行為を理由に、ほとんど苦情申し立てを行わなかった。NGO や国際組織が注目したことにより、申し立てに対する当局の対応は以前より迅速化された。収監者の苦情申し立てを処理する刑務所オンブズマンはなかった。

独立的監視：刑務所又は拘禁施設を監視する正式に制度化された仕組みはなかった。政府は、OAG、NHRC、全国女性委員会及び全国ダリット委員会の他、被告人弁護士による刑務所及び拘禁施設の面会訪問を概ね許可した。AF の報告によれば、国連人権高等弁務官事務所及び ICRC 等の独立した人権監視団も、一部は、拘禁施設に対する視察訪問及び監視機会を与えられたが、AF 等の一部の NGO は、場合によっては、被拘禁者との面会又は拘禁施設への立入りを阻止されることもあった。報道機関は、刑務所にも拘禁施設にも立ち入れなかった。NHRC は、政府の行動を求めることをゆるされたが、かかる要求はたいてい拒絶された。

改善：政府は刑務所の過密状態に取り組むために、カスキ(Kaski)郡、ナワルパラシ郡(Nawalparasi)及びダン郡(Dang)に新しい刑務所施設の建設を完了したが、2016年8月時点で、運営されていたのはダン郡の施設だけであった。政府は、ナク(Nakhu)刑務所の収容人数を250人から700人に拡大した。

国内の NGO は、刑務所及び拘禁施設における大きな改善はなかったとしたが、最高裁判所は、2016年8月に、収監者に供給する食事及び手当を増やすよう政府に命令していた。政府はこれまで、各収監者に、一日当たり700グラムの米と45NR(45セント)を提供していた。2016年9月時点で、政府はこの命令を遵守していなかった。NHRC は2016年8月にコートン郡(Khotang)刑務所の検査を終えた後、地滑りによって刑務所のインフラが損壊され、収監者が危険な状態に置かれていると判断し、習慣者108人及び扶養児童5人を別の施設に移動するよう政府に要請した。2016年10月4日時点で、政府は収監者の移動を行っていなかった。

d 恣意的な逮捕又は拘留

恣意的な逮捕及び拘禁は法律で禁じられているが、複数の報告によれば、治安部隊は、2016年を通じて、特に、2015年8月から2016年2月にかけてテライ地域で発生した広範囲に及ぶ抗議運動及び政情不安を通じて、複数個人を恣意的に逮捕した。

INSEC によれば、内戦に関する恣意的な逮捕を除き、恣意的な逮捕は2016年を通じて減

少した。郡長官は法律により、逮捕に対する幅広い自由裁量を与えられており、複数の人権擁護団体が同意したように、警察は 24 時間の勾留権限を乱用して、複数個人を違法に拘束した。法定代理人、食事及び医薬品に対する適切な機会を与えない若しくは、不適切な施設に収容することもあった。

ネパール国家警察の NHRC は 2016 年 8 月時点で、2016 年に発生した恣意的な逮捕又は拘禁に対する苦情を受理していなかったが、カトマンズ警察は、2016 年 7 月に、ドライ・ラマ 81 周年生誕祭で、チベット族およそ 30 人を拘禁した。

警察及び治安組織の役割

ネパール国家警察は、国全域の法秩序の執行に責任を負う野に対し、APF は、テロ行為の撲滅、動乱及び暴動発生時の治安維持、自然災害時の支援及び必須インフラ、公務員及び国境の保護に責任を負う。政府は 2015 年 7 月に、ネパール国家警察に引き渡す前に拘禁する被疑者に令状を発行する AFP に権限を与えた。ネパール国家警察及び AFP は、一般的に、検察又は裁判所の審査なしに、搜索及び逮捕令状を実行する。

ネパール国家警察、APF 及びネパール軍は、それぞれ人権委員会(HRC)を設置している。ネパール軍及びネパール国家警察の HRC は独立した調査権限を有する。複数の人権擁護 NGO によれば、ネパール軍の調査は、透明性に欠けた。ネパール軍の HRC 代表は、事案はほぼ全てマオイストの反乱から生じたもので、完全な透明性は、TRC が機能する状況にならない限り見込めないと述べた。ネパール国家警察は、内戦時代の人権侵害の申立ては、TRC の機能という文脈で扱われるべきだと述べた。ネパール国家警察 2015 年 7 月から 2016 年 7 月にかけて、いずれも拷問の申立てに関係する苦情申し立てを 3 件報告し、結果的に、警察官 10 人が処罰された。7 人は、正式に懲戒処分を受け、3 人は昇進を停止された。2015 年度から係争中の拷問事案 3 件については、ネパール国家警察は、警察官 5 人に懲戒処分を与え、1 人には、警告書を提示した。ネパール軍の HRC によれば、2016 年を通じて、人権侵害の苦情申立ては 1 件も受理しなかったということである。治安部隊は、国連平和活動に配置される前に、人権に関する研修を受けた。ネパール国家警察、APF 及びネパール軍の HRC は、代表組織の各個人に人権に関する研修を行った。APF 及びネパール国家警察の HRC は、警察官ほぼ全員に、人権の最良の実践の要点を説明する小冊子を発行した。ネパール軍は、各旅団から 1 人ずつ、人権担当官を指名する。

警察の、特に下級レベル及び薄給の警察官の間での腐敗及び警察による人権侵害の刑事免責は依然として問題であった。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

治安及び麻薬違反容疑に関わる事案又は犯罪の刑罰が禁固 3 年より重くなる事案を除き、当局は、法律の規定により、逮捕令状を取得し、逮捕から (移動時間の含まない)24 時間以内に被疑者を裁判所に出廷させなければならない。THRDA の報告によれば、2016 年に記録した拷問の申立て事案には、被害者が逮捕時に逮捕令状を提示されたものはなかった。

裁判所が拘禁を支持する場合、警察当局は一般的に、法律上、捜査を完了するため容疑者を最長 25 時間まで拘束する権限を有する。特殊な事案(汚職行為容疑に対するもの等)では、被疑者は最大 6 ヶ月まで拘束される可能性がある。憲法は、容疑者は起訴前であっても国選弁護士又は拘束者の希望する弁護士と接触することを認めている。個人的に弁護士を雇う余裕のある容疑者はごく少数で、司法制度は、貧しい被告に無償且つ有能な法定代理人を提供する十分な資金を与えられていない。

拘束者には家族の面会を受ける権利があるが、実際には、家族との面会の許可状況は刑務所ごとに異なる。被告側弁護士は日常的に、勾留中の被告への接見を拒否された。保釈の制度はあるが、保釈金は、多くの者にとってあまりにも高額である。被告は、保釈金を収める方法として、現金又は財産を担保として裁判所に引き渡す方法のいずれかを選ぶことができる。収監者が誓約保証金で釈放されない(保釈金がない)場合は、被告の出廷を確保するための、保釈制度に代わる方法はない。

裁判前の拘留：拘束期間は受刑囚の判決において評価されるが、場合によっては、未決拘禁期間が、審理及び有罪判決後の最終判決の長さより長くなることがあった。

治安維持法(Public Security Act)の下では、治安部隊は、国の治安と安寧、外国との友好関係あるいは異なるカースト又は宗教集団の住民間の関係を脅かした疑いのある個人を拘禁することができる。政府は、特定の犯罪で告発せずに、12 ヶ月間予防拘禁状態で個人を拘禁することができる。ただし、拘禁状態が法律の要件を遵守することを条件とする。同法に基づく予防拘禁において、裁判所には実質的に法的役割は何もない。

公共犯罪に関する法律などその他の法は、起訴することなく、延長を組み込んで 25 日間拘禁することを認めている。この法律は、平和の紊乱、野蛮行為、暴動、あるいは武力抗争などの罪に付き規定している。人権監視団体は、この法律が CDO に偏重的権限を付与していることに懸念を表明している。

複数の人権擁護団体によれば、被拘禁者が、法の定める 24 時間後に法当局に出頭することがあった。おそらく警察から受けた虐待による創傷を治癒させるためと思われる。AF が 2015 年の報告書の中で予測したところでは、逮捕後 24 時間以内に、司法当局に出頭しなかった者は、被拘禁者の 41 パーセントにも上る。THRDA によれば、警察は、被拘禁者を裁判所に差し出す準備ができた時点で初めて被拘禁者の名前を登録することにより、24 時間の要件を回避することが多かった。

被拘留者が法廷で拘留の合法性に異議を唱える能力：逮捕者又は被拘禁者は、人身保護規則により、法的根拠又は拘禁の恣意的性質について、裁判所で異議申し立てを行う権利を有するが、複数の人権派弁護士によれば、違法な又は恣意的な逮捕又は拘禁に対する損害賠償を個人が受領した事案は 1 件もなかった。

e 公正な公判の否定

法は、司法の独立を認めているが、裁判所は、政治的圧力、収賄、および脅迫に対して脆弱なままである。最高裁判所は、法律の合憲性を検証する権利を持つ。

当局は、最高裁判所の判決、特に、上記の内戦時代の事案に言及する判決を含め、一貫して裁判所命令を尊重及び実施しなかった。

裁判手続

弁護士、法の下での平等な保護、二重の危険からの保護、法の遡及適用からの保護及び公開裁判に対する権利並びに、自身の審理に出廷する権利は法の定めるところであるが、上記の権利は常に適用されるとは限らなかった。人身売買及び麻薬取引等の、立証責任が被告にある一部の事案を除き、被告は推定無罪を受ける。判決を下すのは裁判官であり、陪審制度はない。被拘禁者は法律の規定により、法定代理権及び裁判所が任命する弁護士、つまり国選弁護人を与えられる権利又は代理人に接見する権利を有する。政府は、要請がある場合にのみ、貧しい被拘禁者に法定弁護人を提供した。上記の権利を認識していない個人、特に下層カーストの人々及び一部の民族集団の構成員は、それゆえに法定代理権を剥奪されることがある。被告側弁護人は、抗弁を準備する時間が十分与えられなかったと報告した。最高裁判所は 2016 年 1 月に、ネパール語を話さない個人への無償の通訳業務の提供を各裁判所に義務付ける命令を交付した。被告側弁護士は、原告に対する反対尋問を許される。被告側弁護士は法律により、政府が保有する証拠を入手する権利を有するが、かかる入手機会の確保は困難になる可能性がある。無罪判決を含め、下級裁判所の判決は全て上訴の対象になる。最高裁判所は終審裁判所である。

軍事法廷は、軍職員に民間人と同じ基本的権利を定める軍事法に基づいて、軍職員が関わった事案を裁定する。陸軍法は、強姦又は殺人で告発された兵士を、訴追に向けて文民当局に引き渡すことを義務付けている。通常の場合では、軍の司法制度に基づいて兵士に提起されたその他の刑事事件については、軍側が訴追する。これにもかかわらず、軍によれば、政府は TRC 及び CIEDP との協力に意欲的で、陸軍法を「盾に」とる意思はないということである。軍事法廷は、たとえ兵役に係る罪であっても、民間人の犯罪を裁くことはできない。それは一般法廷で扱われる。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

政府は、2015 年 8 月に、カイラリ郡ティプカルで行われた抗議運動中に発生した、治安部隊員 8 人及び子ども 1 人の殺害に関連して民間人 58 人を告発した。THRDA によれば、逮捕された 23 人のうち数人は、タルー族コミュニティの指導者及び活動家であったことを理由に標的にされたということである。これには、Laxman Tharu、Dhaniram Chaudhary 及び Lahuram Chaudhary などがいた。THRDA の主張によれば、Laxman Tharu は、抗議運動の発生時にカイラリ郡にはいなかった、Lahuram Chaudhary は抗議運動に参加していなかった、また、Dhaniram Chaudhary は抗議運動中に不穏な行動はとらなかったということである。2016 年 8 月時点で、3 人に対する殺人及び強盗の審理は、係争中であった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

個人又は組織は、国内の裁判所で人権侵害に対する救済措置を求めることが許された。

財産回復

マオイスト派及びその加盟組織は、内戦を終結した 2006 年の包括的和平合意の定めるところにより、過去に押収した資産の一部を返還したが、違法に押収したその他の土地や資産の大部分は保持したままである。2014 年 8 月にカーターセンターが公表した報告書によれば、内戦時代の土地紛争の大部分は、未解決状態であった。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

犯罪が行われたと確信する相当な理由がある場合には、警察部隊は法により、令状なしに搜索や押収を行うことが許される。その場合、搜索は 2 人以上の「良心的な」人の立会の下に行われることになる。容疑者が重要な証拠品を持っている疑いがあるという妥当な根

拠がある場合、その警察官は、捜索を行うための別の警察官を求める書面による要請を提出し且つ、警部補補佐以上の階級を持つ別の警察官を立ち会わせなければならない。一部の法律専門家の主張によれば、警察は検察官及び判事を令状手続きから除外する方法で、警察の自由裁量についてほとんど調査を行わなかった。

私生活、家庭生活及び通信の恣意的な妨害は法律で禁じられている。政府は概ね、この禁止条項を尊重した。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

言論及び報道の自由は憲法の定めるところであり、政府はこの権利を概ね尊重した。政府は、この法律を有効に実施しないこともあった。人権派弁護士及び一部のジャーナリストによれば、政府は、2015年憲法によって、それが曖昧で悪用の危険性があるとみなす方法で、言論及び報道の自由をこれまで以上に制限できるようになったということである。2015年憲法では、言論及び報道の自由を損なう法律の制定が可能になる状況が暫定憲法より多く設定されている。これには、「連邦政府機関の友好関係を損なう」行為及び国家安全保障を損なう外国又は外国組織を支援する行為などがある。この憲法は、「公衆の健康、良識及び道徳心に反する」行為又は「公法及び治安状況を阻害する」いかなる行為も禁止している。憲法の同じ規定は、個人が他の個人をある宗派から別の宗派に改宗させること又は、他者の宗派を妨害することも禁止している。

言論及び表現の自由：国民はその意見を自由に述べることができると概ね考えており、たいていは、制限を受けずに活字メディア及び電子メディアのなかで批判的な意見を表明した。

政府は2016年7月に、カトマンズのチベット族コミュニティの住民に対する表現の自由を制限し、予定されていたダライ・ラマの生誕祭を妨害したが、政府は、2016年を通じて、チベット族が他の行事を祝うことは許可した。

2016年5月2日に、マデシの抗議者に対する支援及び政府の人権記録に対する批判を表明するメッセージをツイッターに投稿したとして、カナダ人のロバート・ペナー(Robert Penner)が逮捕された。警察は、出入国法の規定を引用し、「社会不安」を広め、「国益」に反する行為に関与したとして、ペナーに対し、2日以内の国外退去を命じた。最高裁判所は、ペナーの国外退去に対する失効停止命令を覆す判決を下し、既に出国していることを理由に必要ないと述べた。

報道の自由：民間の報道機関は、制限を受けずに活発に幅広く意見を発信しているが、少数の例外もあった。政府は 2016 年 5 月 23 日に、カトマンズの政府合同庁舎 Singha Durbar 門にペンキで落書きしていた抗議運動者の写真を撮影した理由で、写真家で Sahayatra(オンライン学生新聞)の編集長と Samayabodh 誌の編集主幹を兼任する、シェシュ・ナラヤン・ジャー(Shesh Narayan Jha)を逮捕した。ジャーは、当初、1970 年の公安法の下に告発されたが、その後釈放された。

暴力と嫌がらせ：ネパール人ジャーナリスト連盟(Federation of Nepali Journalists)(FNJ)によれば、政府は、報道機関の安全及び独立性の保持に向けて十分な努力を尽くさず、ジャーナリスト、特に、テライ地域について報道するジャーナリストを攻撃した個人をめったに訴追しなかった。FNJ によれば、治安部隊員の中には、抗議運動の自由な報道を阻止しようとした者もいたということである。

検閲又は内容の制限：電子的手段によるものを含め、印刷、出版又は放送の題材の事前の検閲は憲法で禁止されている。憲法は、政府に対し、報道ライセンスの取り消し、報道機関の閉鎖又は、印刷、出版又は放送内容に基づく機材の没収を許可しないことも定めている。しかし、憲法は、「ネパールの国家主権、領土の保全、国民性又は、連邦単位間の友好関係又は異なるカースト、部族、宗教又はコミュニティ間の友好関係を侵害し得る」行為又は誘因に対しては、上記の権利に対する「合理的な制限」も定めている。反逆、名誉棄損又は法廷侮辱罪に相当する発言も禁止されている。

報道職員は、報道を規制する法律の制定を政府に許可する、憲法の追加規定について、懸念を示した。かかる法律は、報道機関の閉鎖又はその登録抹消に利用される可能性がある。憲法には、虚偽の資料の公表及び流布も報道の自由に法的制限を課す根拠として組み込まれている。

国営放送局を含む報道機関は全て、法律により、政府の直接支配から独立して活動したが、間接的な政治的影響によって、自己検閲が行われることもあった。これは特に、政治運動を煽るとみなされる可能性がある記事に対して発生した。FNJ によれば、テライ地域を拠点とする報道機関又は、テライ地域の大手国営メディアで働くジャーナリストは、憲法に反対する抗議運動が発生した期間、自己検閲を行った。

インターネットの自由

政府は、インターネットへのアクセスを制限又は妨害したり、オンラインコンテンツを検

閱したりすることはなく、政府が適切な法的許可を得ずに私的なオンライン通信を監視したという信頼できる報告はなかった。2008 年の電子商取引法は、「公衆道徳又は良識ある行動に反する」可能性がある素材、「憎悪又は嫉妬を拡散する」可能性がある素材又は、「異なるカースト、部族及びコミュニティ間に存在する友好な人間関係を損なう」可能性がある素材の電子形態での公表を禁止している。当局は、ソーシャルメディアに投稿された素材に関わる事件では、電子商取引法に従って措置を講じた。警察は、2016 年 5 月 8 日に、自称宗教指導者のバクタ・バハドゥール・ライを批判する資料をフェースブック上に公表及び掲載したとして、Gaunle 誌の編集長マノジ・クマール・ライ(Manoj Kumar Rai)、通名 Bhadracol Kirati を逮捕した。警察は裁判所が保釈を認めるまで、ライを 10 日間勾留した。

政府は 2016 年 6 月 14 日に、ネパールを拠点とするオンラインニュース及び投書ウェブサイト全社に対して登録を義務付ける、オンラインメディア業務指令を承認した。この指令は、内容に「確実な情報筋」がない場合、内容が「誤解」を招く場合又は国際関係に悪影響を及ぼす場合は、内容を根拠にウェブサイトを遮断する権限を政府に与えている。政府は、ネパールの国家主権、領土の保全、国民性又は友好関係を脅かす内容を遮断する権限も与えられている。オンラインでの扇動、名誉棄損、法廷侮辱又は猥褻且つ非道徳的な内容も遮断される可能性がある。報道の専門家及びジャーナリストは、この指令の曖昧な言い回しによって、政府がオンラインコンテンツを恣意的に検閲する権限を得ること、報道の自由に対する脅威及び、オンラインの表現の自由が脅かされることに懸念を示した。かかる批判に起因して、政府は、この指令を改正するための 3 人制委員会を結成した。2016 年 8 月時点で、この指令に変更は見られなかった。

学問の自由と文化的行事

文化的行事を開催する自由は、法の定めるところである。大規模な公開行事の開催には政府の許可が不可欠である。2016 年を通じて、チベット族コミュニティは、その集落に限定した又は修道院内での複数の小規模な行事については許可を求めなかった。チベット族コミュニティは、制限は受けたが、反発は被らなかった(第 2 節 b を参照のこと)。当局は、チベット族コミュニティが 2016 年 2 月 11 日にチベット正月の 3 日目の祝典を開催することを承認したが、2016 年 7 月 6 日にカトマンズで予定されたダライ・ラマの生誕祭は、警察の介入により短時間で終了した。ダライ・ラマの生誕祭を除き、カトマンズ盆地全域のチベット族は、かかる行事に参加し、移動の制限の報告はほとんどなかった。

b 平和的集会及び結社の自由

集会及び結社の自由は、法の定めるところであるが、政府は集会の自由を制限することが

あった。

集会の自由

国民及び合法居住者に対する集会の自由は概ね尊重されたが、中西部丘陵地帯で広範囲に発生した内戦の期間を通じて、地方自治体職員は、暴動が発生した多数の郡内及び場所に、外出禁止令及び集会禁止令発出した。法律は、抗議デモ又は暴動によって平和妨害される可能性がある場合には、郡長官が外出禁止令を発出することを認めている。テライ地域の多数の郡行政事務所も、特定の地区を「暴動地帯」と宣言した。かかる地区では、5人以上の集会は(「禁止令」の下に)禁止され、警察は令状を取らずに、逮捕及び捜索を行うことを許可された。かかる宣言は、郡長官にも、政府治安部隊の援護に向けて軍を招集する権限を与えた。この状況は複数の郡で発生した。人権擁護組織は、ゴム弾及び実弾の発砲等の、死傷者を出す結果なったこともある、外出禁止令及び禁止令強化に向けた過度の武力行使について警察を非難した。

結社の自由

結社の自由は法の定めるところであり、政府はこの権利を概ね尊重した。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書(*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

国内移動の自由が法的に制限される多くの難民を除き、国内移動、海外渡航、海外移住及び帰還の自由は法の定めるところである。難民の移動に対する制約は、平等に施行されなかった。政府は国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)及び他の人道組織と協力して、難民、帰還難民及び庇護希望者に対する保護及び支援の提供に取り組んだ。

一部の政治団体は、政府及び市民団体に圧力をかける意図で、ネパール語で「バンダ」と呼ばれる強制ゼネストを利用するなどの方法で移動の自由を制限しようとした。マデシ系政党である、ネパール先住民族連合(National Federation of Indigenous Nationalities)、国民民主党ネパール(Rastriya Prajatantra Party-Nepal,)及びその他の団体が 2015 年 8 月から 2016 年 2

月にかけて実施した複数のゼネストは、移動、燃料や日常品の供給及びサービスの利用機会を長期間にわたって厳しく制限した。ゼネストに反抗している又はその原因に異論をとらせているとみなされた民間人を、抗議者及び犯罪容疑者が攻撃したこともあり、少なくとも 2 人民間人が命を奪われた。

移住者、難民及び無国籍者の人権侵害: 伝えられるところによれば、警察は、検問所で、僧侶及び尼僧等のチベット族の身分証明書の照合を行った。2016 年 7 月 6 日のダライ・ラマの生誕祭において、警察はチベット族住民 30 人を拘禁し、同じ日の遅くに、罪状なしで釈放した。

国内移動: 政府は、20 年以上にわたって、チベット族難民に個人の身分証明書を発行していない。これによってこの難民の多くは、警察の検問所で又は警察の検問時に要求される書類を提示する手段がない状態に置かれている。検問所で、警察から嫌がらせを受けた又は追い返されたと報告した難民もいた。

海外渡航: 人身売買又は人権侵害から女性を保護する努力の一環として、政府は、家事労働契約のための女性の海外渡航の最低年齢を(2016 年 5 月に 30 歳から引き下げられた)24 歳に維持した。NGO 及び人権擁護活動家は、一部の女性がインド国境にまたがる非正規な陸路を利用して海外移住せざるを得なくなったことを理由に、この年齢禁止令を差別的且つ非生産的であるとみなした。

国内避難民

2015 年 4 月に発生した地震及びその余震は、被害が最も大きかった 14 の郡で特に、広範囲に及ぶ荒廃状態及び数百万人規模の強制避難を引き起こした。国際移住機構(International Organization for Migration)によれば、2016 年 8 月現在で、11 の郡の受け入れ可能な 65 箇所に、5 歳未満の子ども 2,108 人を含む 18,292 人が収容されていた。

このうち何パーセントが自宅に戻る能力又は意思がないかは不明であった。多くは依然としてキャンプに留まっていた。これは、地震が発生した時点で土地の所有権がなく、その土地を不法占拠したためであった。自宅が依然として住める状態でない又はその後の地滑りで崩壊したために留まっている者もいた。国家復興局(National Reconstruction Authority)は、この避難民の復興ニーズにどう取り組むかに関する最終方針を設定していなかった。政府は一部の場所で、地震による避難民の中期的解決に資するように、多数の家族を収容する構造物の建築を開始した。複数の人道支援機関が示した懸念によれば、複数世帯を同じ施設内に収容すると、国内避難民(IDP)が直面する多数の課題、特に、プライバシー及び女性

及び女兒に対する安全確保の欠如、トイレ及び入浴着替え施設の利用機会の不足、家族の就寝形態の複雑化及び、生理及び妊娠を扱う際の問題を悪化させる可能性があるということである。IDP が被るその他の共通の課題としては、悪天候に対する不十分な保護、水及び食糧を確保する機会の制限、精神的ストレス及び人身売買の対象になる可能性の増大などが挙げられた。

政府とマオイスト派は、10 年にわたる内戦の後、国内避難民(IDP)が安全に尊厳を持って自主的に故郷に戻るのを支援することで合意したが、実際には、この取り決めは実行されていない。平和復興省の推計では、1996 年から 2006 年の間に 78,700 人が避難を強いられたが、このうちおよそ 50,000 人は自宅への帰還意思又は能力がなかった。この理由には、マオイストが内戦時に IDP から接収した土地がたいがい、土地のない農民又は小作農に売却又は供与されたことによる、土地及び財産の未解決問題、市民権又は所有権を示す書類の欠如及び、治安に対する不安などがあった。

政府は、内戦時代の IDP の復興及び自主的帰還に対する救済措置一式を提供した。避難状態を続ける避難民の多くは、たいていは、河川沿いの国有地の不法占拠者として又は、土地無し集団の一人として、一箇所に統合され都市部で暮らす方を好んで選んだ。公的サービスを受けられないこと及び生活扶助の欠如も、IDP の帰還を妨げた。

難民の保護

庇護へのアクセス：個々の難民又は庇護の地位の申請の決定又は、難民の保護に対する包括的な法的枠組みに対する法律上の規定はない。政府は、多数のブータン人及びチベット族を難民として認めており、ブータン人難民の外国への再定住を支援した。政府は、地元地域への元難民の定住を恒久的解決として定めていない。

政府は、ネパール東部の 2 箇所の難民キャンプで暮らすブータン人難民およそ 15,000 人に対し、移動及び労働の自由を正式に制限したが、この難民に対してはこの制限は、概ね実行されなかった。政府は、ブータン人難民に、就労、普通教育又は公共診療所の利用機会に対する正式な許可を与えていないが、UNHCR がキャンプの難民に無償の教育及び保健医療業務を併行的に提供することは認めている。政府は 2007 年に、ブータン人難民の第三国再定住に同意した。再定住の開始からこれまでに諸外国への再定住を果たしたブータン人難民は、104,000 人を超える。

政府は、1989 年以降にネパールに入国したチベット族を難民として認めていない。1989 年以降に入国したチベット族の大半はその後インドに移住したが、ネパールに留まっ

た人数はわかっていない。1995 年以降、政府はチベット族難民に難民証明書を発行していない。UNHCR の推計では、チベット族難民居住者 15,000 人から 20,000 人の半分以上が証明書を発行されていないということである。中国がネパールとの国境沿いの治安維持を強化し、2008 年以降国内移動の自由を制限して以来、ネパールを通過するチベット族の数は激減した。UNHCR の報告によれば、2015 年にネパールを通過したチベット族は 89 人で、2016 年 1 月から 6 月は 44 人であった。政府は最近になって、インドに向かう途上で通過したチベットからの入国者に、UNHCR から促されていた出国許可を発行した。

基本的サービスの利用：ネパールに居住するチベット族難民、特に、1990 年以降にネパールに入国した又は、1995 年以降に 16 歳になったチベット族難民の多くは証明書を所持していなかった。ネパールで出生したその子どもも所持していなかった。難民の資格を認定された者でさえ、ネパールに留まる権利以外の法的権利を持っていない。法的地位を持つネパール生まれのチベット族の子供はたいてい、居住許可書を発行されていなかった。政府は NGO に対し、ネパールに居住するチベット族に、初等教育及び中等教育を提供することを許可した。チベット族難民は、公立又は私立教育機関で高等教育を受ける権利を与えられず、正規部門で就職する権利を拒絶された。チベット族難民は、営業許可、運転免許証又は銀行口座を取得すること、財産を所有することあるいは、出生証明、結婚証明及び死亡証明書を発行してもらうことが法的に不可能であった。チベット族コミュニティの中には、上記のサービスを確保するために賄賂に訴える者もいた。ネパールに居住するチベット族は、難民証明書を所持していれば、ネパールから出国するための渡航書類を申請する権利を付与されたが、法的プロセスはたいてい、困難で高額な上、不透明であった。政府は 2016 年 4 月に、郡長官に、検証措置を省くことを認める指令を公布した。この措置は、渡航書類を過去に発行されたチベット族に、証人及び警察の書簡を義務付けていた。

ネパールに居住する、パキスタン、ミャンマー、アフガニスタン、スリランカ、バングラデシュ、ソマリア、イラン、イラク及びコンゴ民主主義共和国等の他国出身の難民及び庇護希望者は 500 人を超えた。政府は、UNHCR から難民に認定されている場合でも、これらの集団を難民として認めることを依然として拒絶し、禁止目的の罰金--不法滞在一日当たり 5 ドル--及び、出国許可の取得に対する最大 50,000NR(およそ 500 ドル)の裁量的罰則を要求した。政府は、上記の罰金を放棄しなかった上、再定住又は本国送還が決定した他の登録難民には上記の罰金を払わずに出国許可を取得させる政策も改正しなかった。政府は、これらの難民に UNHCR が教育、保健医療及び生計手段を提供することを許可したが、難民は、法律上の普通教育を受ける機会及び労働の権利を与えられなかった。

無国籍者

国籍証明書の不保持者は、およそ 520 万人--16 歳以上人口の 23 パーセント--であった。国籍証明書類は 16 歳で発行されるもので、有権者登録、婚姻又は出生届、土地の売買、職能試験の受検、銀行口座開設又は信用貸しの利用及び、国家社会給付金の受領に不可欠である。2013 年の制憲議会選挙の前に、政府は、国籍証明書を発行し、新規有権者を登録するために、遠隔地域に移動国籍／有権者登録班を配備した。内務省の報告によれば、同省は配備中に、600,000 人分を超える国籍証明書を新たに発行したということである。

市民権に適用される憲法規定、法律及び規則には、ジェンダーによる差別があり、これによって無国籍者が増加した。憲法では、市民権は、ネパール人のいずれか一方の親から生じると定めているが、ネパール人の母親と外国籍の父親から生まれた子どもの場合は、帰化によってのみ、国籍を取得できるという規定もある。ネパール人の両親の子どもに対する国籍証明書の取得は、母親がネパールの国籍証明書を所持する場合でも、その子どもの父親が申請を裏付ける場合を除き、極めて困難であった。最高裁判所は 2011 年に、父親が不明又は不在であっても、母親からネパール市民権を子どもに付与すると決定したにもかかわらず、この問題は定着していた。

憲法では、父親が身元不詳の子どもは、母親から市民権を取得できるが、取得後に父親が外国籍者であることが判明する場合は、その子どもは家系的に市民権を失うことになり、帰化の権利を与えられるとしている。人権派弁護士によれば、この規定は、強姦及び人身売買被害者等の未婚の母の子どもにも適用可能だが、父親はわかっているが、父親が父親としての認知を拒否する状況に対応するものになっていない。市民権の移転に関する法律及び慣習上の制限は、父親が死去した子ども及び父親が家族を捨てた子ども又は(次第に一般化している)父親が外国に出稼ぎに行っている子どもを特に、困難な立場にした。帰化は憲法に基づく基本的な権利ではないため、家系上ネパール市民権に不適格な個人に対する 1 つの選択肢になり得るものの、政府の裁量に左右される。人権派弁護士の報告によれば、政府はこの数年を通じて、子どものかかる帰化申請を処理しなかった。

女性及び女兒が家系から市民権を取得するためには、結婚している女性は、規則により、その女性がネパール市民権に適格であり且つ、それを受ける許可を得ていることを示す、夫、父親又は(寡婦の場合は)夫の家族からの正式な証明書の提出を義務付けられており、これによって、女性が市民権を取得する権利は、その父親又は夫の協力が前提条件になっている。夫は多くの場合、この証明書を妻に提供するのを拒否した。女性は、国籍証明書の取得を妨害されると裁判を受ける機会を失うため、土地及びその他の財産に対して法的な主張を行えなくなり、これによって、夫又は男性血縁者は自身の請求を自由に主張できるようになる。

無国籍者は暴力を受けることはなかったが、雇用、教育、住宅、保健医療、婚姻及び出生届、身分証明書、裁判及び訴訟手続きの利用機会、移住機会、土地及び財産の所有権及び、地震救済・復興プログラムの利用機会において差別を受けた。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

国民は、法の規定により、自由且つ公正な定期的選挙で秘密投票によって行われ、普遍的且つ平等な参政権を基本とする、自由かつ公正な定期的選挙を通じて政府を選任することができる。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：国民は、2013年11月に、第二回全国制憲議会選挙に参加した。国内外の監視団は、この選挙を本質的に、信憑性があり、自由且つ公正であったとみなした。2013年の選挙を妨害する活動の一環として、マオイスト分離派のネパール共産党毛沢東主義派 (Communist Party of Nepal-Maiost) は、政治的暴力及び威嚇行為を行い、10日間にわたる交通禁止令の強行を計画した。かかる活動にもかかわらず、選挙管理委員会の報告によれば、有権者の74パーセントが参加した。これは史上最も高い数字であった。カーターセンター及びEU等の国内外の監視団によれば、この選挙は適切に行われ、大きな不正行為は概ねなかった。

1997年以降、地方選挙は実施されていない。選挙で選ばれた地方議会は2002年に解散した。地方議会が不在であるため、地方行政は、担当地域との結び付きが必ずしもない地元の政党代表と協議しながら上級公務員が実施してきた。

女性及びマイノリティーの参加：女性又はマイノリティーの選挙権、公職選挙への立候補、選挙管理委員の職務又はその他の政府又は政党への参加を制限する具体的な法律はない。憲法規定によれば、連邦議会の下院議員全体の少なくとも3分の1は女性議員でなければならない。比例代表制で選出される議席の40パーセントの候補者リストには、様々なマイノリティー集団が組み込まなければならない。憲法は、連邦議会の上院についても、選挙人団によって選ばれる56議席について、各7州の8人中少なくとも3人は女性、1人はダリットカースト、1人は障害者又はマイノリティー集団の構成員でなければならないと定めている。大統領によって選出される残りの上院議員3人についても、うち1人は女性でなければならない。

伝統上の及び関連する社会経済的な不利な立場によって、女性、一部のカースト及び一部

の少数民族集団は、役職者への立候補等の政治プロセスへの参加を制限された。大規模な政党は、女性組織、若年層組織、労働組合及び社会組織と連携した。女性、若年層及びマイノリティーが示した不服によれば、中部丘陵地域出身の上位カーストの男性が大部分を占める政党幹部は、特定の立候補枠があるにもかかわらず、有意義な政治的参加を禁止したということである。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は、官吏の汚職に対する刑事罰を定めているが、相次ぐ報告によれば、腐敗行為に従事した官吏は刑事免責を受けた。

汚職：権限濫用調査委員会(Investigation of the Abuse of Authority)(CIAA)は2016年2月に、武装警察部隊のKosh Raj Onta 長官に対する収賄事案を提起した。Onta 長官は他のAPF職員8人と共に、架空請求スキームで、6,800万NR(およそ680,000ドル)を横領した疑いを受けた。CIAAは、政府機関省庁の貧困緩和基金(Poverty Alleviation Fund)の職員36人に対しても、過去3年にわたる4,300万NR(430,000ドル)の横領容疑について、収賄事案を提起した。

CIAAは、2016年4月22日に、Sajha Yatayat(公共交通機関)のカナック・マニ・ディクシト(Kanak Mani Dixit)会長を、公職汚職関与疑惑で勾留した。Himalmediaの主席ジャーナリストで共同出版責任者のディクシトは、過去に、CIAAのロックマン・シン・カルキ(Lokman Singh Karki)委員長を批判した前歴があった。CIAAによれば、ディクシトは同氏の既知の収入源にはふさわしくない金額の蓄財を理由に勾留されたということである。ディクシトとその支持者は、CIAAの措置は、ディクシトがカルキのCIAA委員長任命に公然と反対したことによる報復行為であると主張した。2016年5月に、最高裁判所はディクシトの釈放を命じたが、同氏に対する不正金融取引容疑の捜査の継続は許可した。報道機関及び複数の活動家は、CIAAの管轄外の捜査を行ったこと、政敵を訴追対象に選んだこと及び、公的資金及び施設の不正利用についてCIAAのKarki委員長を非難した。

政府関係者、政党及び政党加盟組織による腐敗行為の報告が多数あった。過去数年と同様に、政党と関係がある学生集団及び労働者集団は、学校及び企業から寄付金を要求した。汚職及び刑事免責は、ネパール国家警察及び武装警察隊全般に及ぶ問題であった。

資産公開：公務員は資産公開法の対象である。資産公開の監視及びその公表を委任された機関である国家警戒センターによれば、2014会計年度に、法の義務付ける年間資産明細書を提出しなかった公務員は22,860人にも上った。公務員は、最高5,000NR(\$50)の罰金を科される可能性がある。CIAAは、公務員に対し、資産公開報告書の提出にこれまでよりまじ

めに取り組むよう公然と要求した。閣僚は、就任後 2 ヶ月以内に、その資産の詳細を提出することを義務付けられている。2014 年 7 月から 2015 年 7 月までの、国家警戒センターの最新の報告書で扱われた期間を通じて、閣僚 23 人のうち 22 人が報告書を提出した。CIAA が公務員に資産保有額に関する情報の提出を義務付けたにもかかわらず、CIAA のカルキ委員長は、2014 年の就任以来、これを怠っていると非難された。複数の報道によれば、一般市民 55 人が、カルキの資産公開情報の公表を求めて、情報の権利法(Right to Information Act)の下に、CIAA を提訴したということである。CIAA が情報公開を行わなかった時点で、要求者は、国家情報委員会に事案を届け出た。同委員会は、陳情書を通じて情報の閲覧機会に対する不当な拒絶を申し立てる事案の裁定を行う。

情報の一般公開：憲法は、本人の関心事であるか公衆の関心事であるかに関係なく、情報に対する権利を定めているが、法律によって保護される情報の提供を政府に強制していない。2007 年の情報の権利法に従って設立された政府の国家情報委員会は、陳情者が情報の閲覧機会を不当に拒絶された、情報は不適切に分類された又は、内部告発で個人が罰せられたと主張する事案を裁定する責務を負う。同法は、反逆事案における罰則措置も定めている。同委員会は、苦情申し立てに対しては 45 日以内、訴えに対しては 60 日以内に回答することになっており、2015 年 7 月から 2016 年 7 月までの会計年度を通じて、合計 678 件の事案を受理した。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内外の人権擁護団体は、概ね、人権事案について自由に活動し、調査し、調査結果を公表したが、政府は、ビザの取得手続きを複雑にし、資産管理書類の署名を強制する方法で、一部の国際 NGO に対し行政上の負担を課した。

政府の人権団体：NHRC は人権侵害の申立てを調査したが、資源の制約、職員の不足(2016 年 8 月現在で、309 の職位中 232 が欠員状態)及び、その権能に対する制限によって、一部の活動家から、NHRC は効力がなく独立性に欠ける機関とみなされる結果になった。NHRC の主張によれば、政府は刑事免責を助長し、NHRC の勧告を全面的に実施しようとしなかった。NHRC は直近の報告書の中で、2000 年の設立から 2013 年までに、被害者 1,577 人に関する 738 件もの事案について、訴追及び補償に向けた勧告を行ったと述べた。このうち 4 分の 3 以上が、内戦時代に発生した事件に関係するものであった。NHRC によれば、訴追を実行し、補償を与える方法で政府が全面的に実施したのは、この勧告の 14 パーセントであり、48 パーセントは賠償金だけを支払う方法で部分的に実施したということである。政府はその他の事案においては、訴追又は補償を求める NHRC の勧告を実施しなかった。

2016 年 4 月に、当時の首相は NHRC の委員長及び他の委員を招集し、ネパールにおける人権状況の普遍的定期審査(Universal Periodic Review)を通じてモハナ・アンサリ(Mohna Ansari) 委員がジュネーブで述べた声明について問いただした。アンサリは、国連人権評議会に対する 2016 年 3 月の演説の中で、憲法の差別的な国籍規定及び、テライ地域の動乱時に発生した処刑及び過度の武力行使の調査に対する政府の無為についての懸念及び、信頼できる移行期司法プロセスの不足について懸念を提起した。アムネスティ・インターナショナル、ヒューマンライツ・ウォッチ、国際法律家委員会(International Commission of Jurists)及び国内の人権擁護活動家は、NHRC に対する政府の威嚇及び嫌がらせ行為を批判した。

政府及び司法機関は、内戦時代にネパール軍、ネパール国家警察、APF 及びマオイスト派政党が行った人権侵害及び人道法違反に顕著に取り組まなかった。人権擁護団体は、内戦時代の人権侵害の審理中事案数件が、このままでは司法管轄権から除外され、不適切な方法で TRC 又は CIEDP に「移管」されるだろうという懸念を示した。この筋書きになる場合は、他の届け出られた苦情申し立てと同様に、TRC 又は CIEDP が事案を審査し、訴追を勧告すべきか否かを決定することになる。

TRC 及び CIEDP は 2015 年 2 月に、2 年の任期を開始した。これは、1 年間延長することが可能である。1 年目の任期を通じて、両機関は、一連の準備業務を行った。これには、閣議了解及び行動規範と運営手続きに関する規則案の策定、職員の雇用と設備及び施設の調達及び、被害者及びその他の利害関係者との協議の実施などがあった。

TRC と CIEDP は 2016 年 4 月に、第一次実行フェーズを立ち上げ、被害者からの内戦時代の苦情申し立てをカトマンズの本部事務所及び郡都を拠点とする地方平和委員会に登録した。両委員会は、電話による申請も受理したが、複数の監視団体の報告によれば、この方法を認識する被害者はほとんどいなかった。苦情申し立ての届出プロセスは、当初、2 ヶ月間継続するように予定されたが、国内の被害者団体及び国際 NGO からの強い要請を受けて、委員会は、この期限を 2016 年 8 月 10 日まで延長した。被害者団体及び監視団体は、両委員会について、広報活動の不足、被害者が提供した情報がどう利用される計画かの説明がないこと及び、苦情の届出のための郡都への移動で、多数の被害者が直面した困難をわかってほしいことを批判した。移行期正義プロセスにおける被害者の信頼を得られなかった他の要因には、両委員会が被害者の秘密情報保護を怠ったという非難、時折発生した治安部隊による干渉及び脅迫報告、ジェンダーに配慮した手続きの欠如及び、政党による相次ぐ政治問題化などがあった。2016 年 8 月 10 日までに、TRC は内戦時代の苦情 53,000 件を登録し、CIEDP は 2,793 件を登録した。

国内の人権擁護団体は、国内の包括的且つ信頼できる移行期正義プロセスの障害になる法律上の不足点を複数取り上げている。例えば、拷問又は強制失踪は法律で非合法化されていない、強姦に対する時効はわずか 180 日間であるなどである。憲法では、ネパールが締約国である条約を法律として認めているが、法律は、戦争犯罪又は人道的犯罪を具体的に認めていない。批評家は、最高裁判所の判決の実行を政府が怠った事案も多数取り上げている。例えば、裁判所は 2015 年 2 月の判決の中で、重罪に対する恩赦を勧告する裁量的権限を委員会に付与した TRC 及び CIEDP 法の規定を無効とした上で、恩赦は、当時の暫定憲法及び国際的義務に違反する行為になると述べた。裁判所は、被害者の同意を得ない被害者と加害者間の仲裁を義務付けた可能性がある規定も無効にした。最高裁判所はさらに、訴追について TRC 及び CIEDP に勧告を付与する権限を平和復興省に与えることになっていた規定も撤廃し、両委員会は、内戦時代に発生した犯罪の訴追について、通常の司法制度の職務を奪ってはならないと裁決した。しかし、2016 年 8 月時点で、政府は最高裁判所のこの判決と一致させるように、法律を改正していなかった。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：女性及び女兒に対する暴力は依然として問題であった。民事法では、強姦に対する刑期は被害者の年齢によって異なり、5 年以上 15 年以下である。民法は、輪姦、妊婦の強姦又は女性障害者の強姦事案に、禁固 5 年を追加することも義務付けている。被害者への補償は、精神的および身体的苦痛の程度による。2015 年 10 月に署名により法律として成立した、ジェンダー平等維持及びジェンダーに基づく暴力撤廃を目指す国内法改正法案(Bill to Amend Some Nepal Acts to Maintain Gender Equality and End Gender –Based Violence)は、配偶者による強姦の刑期を禁固 3 ヶ月以上 6 ヶ月以下から、禁固 3 年以上 5 年以下に厳しくした。同法案は、強姦罪の出訴期限も、35 日から 180 日に延長している。複数の人権擁護団体は、この出訴期限の延長にもかかわらず、この法律及び 10 年に及ぶネパール内戦時に行われた性的暴力への対応にそれが与える影響に強い懸念を示した。

強姦事件の多くは届け出られなかったが、NGO によれば、意識の向上もあって、届出は増えているということである。警察も裁判所も、届出があった強姦事案については対応した。複数の NGO によれば、警察はたいいてい、性的暴力事案を優先しており、郡裁判所規則(District Court Regulations)の規定により、裁判官は、強姦、人身売買及びその他の暴行罪の事案を迅速化しなければならない。

10 年に及ぶ内戦時に、女性及び女児が集中的に被った強姦、性的暴力及びその他の形態の虐待は、依然として未解決であり、対応されていなかった。

男性及び男児も、内戦を通じて、強姦及び性的虐待の被害者になった。

女性及び女児に対するドメスティック・バイオレンスは依然として問題であった。身体的及び言葉による虐待がよく見られたことを示す事例証拠が多数示された。例えば、人権擁護組織 INSEC は、意識向上もあって、2016 年を通じてドメスティック・バイオレンス事件の届出件数が増加したと報告した。女性及び女児に対する暴力は、女性が男性に比べて、健康状態が悪く、生活が不安定で且つ、社会的流動化が遅くなる原因となる主な要因の 1 つであると考えられている。複数の NGO の報告によれば、依然として普及している早期結婚及び強制結婚の慣行も、女児の教育の機会を制限し、ドメスティック・バイオレンス及び性的虐待に対する脆弱性を高めたということである。2009 年のドメスティック・バイオレンス(犯罪及び刑罰)法は、和解を重視する仲裁による、ドメスティック・バイオレンスの苦情申し立ての解決を認めている。同法に基づく法的訴追は通常、仲裁が失敗した時にのみ追求された。同法の犯罪規定では、加害者には 3,000 ルピー以上 25,000 ルピー以下(30 ドルから 250 ドル)の罰金、禁固 6 ヶ月又はその両方を定めている。重犯には、2 倍の刑罰が与えられる。公的責任のある地位の人は、その様な地位にいない人より 1 割増しの刑罰を受ける。裁判所の命令に従わない個人は全て、2,000NR から 15,000NR 以下(20 ドルから 150 ドル)の罰金、禁固 4 ヶ月又はその両方が科される。

女性の権利擁護団体の報告によれば、意識向上もあって、届出件数は増えてきているが、女性及び女児に対するドメスティック・バイオレンス事件の大半は届け出られなかったということである。INSEC によれば、警察は、ドメスティック・バイオレンス法の施行について訓練を実施したが、届け出られた事件の多くは仲裁によって解決され、和解後に同じ加害者による暴力が再発することもめずらしくなかった。苛酷なドメスティック・バイオレンス事案が、暴行、激しい殴打又は殺人未遂等の量刑が重くなる犯罪としてではなく、ドメスティック・バイオレンス法の下に提訴されることもある。しかし、女性社会復帰センター(Women's Rehabilitation Center)(WOREC)によれば、ドメスティック・バイオレンス事案は、ネパール国家警察の女性・子どもサービスセンター(通称、女性担当室)によって扱われることが多くなっており、この場合には、警察の対応が丁寧で、被害者に対する扱いが優しくなるということである。郡の女性・子供事務所は、普通教育及心理社会的サービスを提供した他、若い新婦に影響を及ぼす暴力等の、あらゆる形態のジェンダー暴力に取り組むためのホットライン及び避難所を 35 の郡で運営した。女性・子供・社会福祉省によると、政府が運営する避難所は児童婚の被害者を避難所に意欲的に受け入れているが、避難所及び支援を求める被害者の数はほぼゼロに近いということである。

NGO は、ドメスティック・バイオレンスに対する意識向上を促進するための、警官、政治家および一般国民に対する教育プログラムを提供した。警察は国内全 75 郡にそれぞれ、女性及び女兒が警察に犯罪を届け出やすくするために、女性警察官が配属される女性担当室を設置した。女性担当室及びそこに割り当てられる女性警察官の数は、この 3 年間で著しく増加した。女性・子ども業務総局によれば、女性担当室は十分に活動していなかったが、ネパール国家警察は外部の支援を得て、そのインフラ及び能力の構築及び向上に向けて尽力した。複数の NGO によれば、向上は見られたものの、ドメスティック・バイオレンス及び人身売買の被害者を扱う人材及び訓練は不十分であった。警察のガイドラインは、警察官にドメスティック・バイオレンスを刑事犯罪として扱うことを要求しているが、これは、差別的態度の定着により、女性担当室以外では実行が困難であった。複数の NGO の報告によれば、早期結婚を強制された女兒を含め、女兒は自身の権利に対する認識が相対的に低く、社会的圧力を受け易かった。このため、女兒が警察に苦情申し立てを提出したり、政府又は NGO の役務を要求したりする見込みは相対的に低い。

首相府及び閣僚理事会の、ジェンダーに基づく暴力(GBV)の防止及び対応に向けた標準的活動手順 2011 によって、17 の郡にサービスセンターが設立され、8 郡に社会復帰センターが設立された他、17 の郡に、GBV の被害者に治療、保護及び心理社会的支援と法律扶助を施すための、病院を主体とするワンストップ危機管理センターが設立された。ジェンダーの専門家によれば、この標準的業務手順書は、警察、NHRC、国家女性委員会、郡長官、地方自治体、コミュニティの調停センター及び女性及び女兒に対する暴力に取り組む NGO 間の連携強化につながった。しかし、離れた地域では、女性及び女兒のための資源の認識、政府が GBV 及び児童婚に適用される法令を強化する能力は依然として低かった。

複婚は法律で概ね禁止されているが、妻が不妊症、疾病又は身体障害を罹患する場合は、適用除外がある。最近のネパールの人口保健調査によれば、2011 年時点で、複婚の夫婦生活を送る女性は 4 パーセント、男性は 2 パーセントであった。上記の適用除外の対象にならない複婚者は、1 年から 2 年の禁固刑及び罰金を科されるが、2 度目の婚姻の法律的効力は失われない。

他の有害な伝統的習慣：宗教、社会又は文化的伝統に基づく女性に対する暴力又は抑圧は憲法で非合法化されており、被害者は憲法により、損害賠償を受ける権利を有する。新婦の家族は伝統的慣行に従って、新郎の家庭教育及び学歴に基づいて、新郎の家族に所定の金額又は持参金を払わなければならない。持参金を支払う慣行は違法であり、10,000NR(100 ドル)以下の罰金及び 3 年以下の禁固刑に値する。2015 年のジェンダー平等維持及びジェンダーに基づく暴力撤廃を目指す国内法改正法案も、持参金の要求及び、持参金を払わないことを理由とする屈辱、身体的拷問及び女性敬遠等の、女性に対する精神的虐待を刑罰の

対象になると定めているが、持参金は、テライ地域では特に、依然として一般的であった。政府機関は、持参金絡みの暴力事件を記録しており、介入を勧告し、場合によっては、被害者を救済し、社会復帰サービスを提供することもあった。

持参金絡みの暴力の仲裁は法律で禁止されている。しかし、複数の NGO によれば、地元コミュニティは、被害者に持参金絡みの刑事告訴を断念する又は告訴を取り下げるよう圧力をかけた上で、被害者と加害者間の和解を促すことが多い。女性の権利活動家によれば、高額な持参金費用は、テライ地域の多くにおいて、ジェンダーに基づく暴力の原因になっており、この慣行の撲滅に向けた努力にもかかわらず、持参金争議をめぐる新婦の殺人又は殺人未遂事件が散発的に発生したということである。複数の活動家の主張によれば、例えば、ダヌシャ郡では、持参金費用はここ数年で、牛一頭分の費用(25,000NR 又は 250 ドル)から、現金 400,000NR から 200 万 NR(4,000 ドルから 20,000 ドル)の要求に上昇している。婚前持参金協定の一環として、新郎が学術研究を追求するための授業料を新婦の家族が支払うこともある。複数の活動家の報告によれば、男性の多くは、娘の持参金を支払うための資金を稼ぐために海外に出稼ぎに出たということである。これによって、男性の妻は人権侵害を受け易い立場に置かれた。

魔術に対する伝統的な信心が、農村地域の女性、特に、寡婦、経済的地位は低い年配女性又は、ダリットカースト民に悪い影響を与えている。魔女の疑いをかけられた女性は、シャーマンあるいは家族成員によって、悪魔祓いの儀式の一環として、公衆の面前で殴られたり他の方法で身体的虐待を受けたりしている。報道機関及び NGO の報告によれば、そのような暴行事件が数多くあり、市民団体組織は、この問題の国民意識を向上させた。魔女の告発を受けた女性及び、一部の事例では男性は、強い精神的外傷を与えられ、人の排泄物の摂取、体の様々な箇所を熱したスプーンで殴る、高温の鉄に触れさせる又はチリパウダーの煙を吸わせる、性器の切断又はコミュニティからの追放等の、身体的及び精神的虐待を受けた。INSEC がまとめた報告書によれば、2015 年に魔女の告発を受けた 51 人の女性が暴力の被害者になった。比較した結果、2014 年は 89 人で、2016 年上半期の被害者は 12 人であった。政府機関は、魔女の申立てに関連する暴力事件を記録し、介入を勧告し、場合によっては、被害者を救済し、社会復帰サービスを提供することもあった。しかし、持参金絡みの暴力と同様に、コミュニティはたいいてい、被害者と法律違反を犯した加害者との和解を強制した。

2015 年の魔女禁止(犯罪・刑罰)法は、かかる人権侵害に直接取り組む初めての法的メカニズムで、魔女の告発を受けた女性又は妖術で告発された男性を身体的又は精神的に虐待する個人に、5 年以上 10 年以下の禁固刑及び 100,000NR(1,000 ドル)以下の罰金を科している。同法は、魔女の疑いを受けた個人を強制退去させる又はコミュニティから追放する個人に

対しても、5 年以下の禁固刑を課している。2016 年に同法の下に訴追された個人の数に関する情報は公表されなかった。INSEC によれば、同法は 2015 年 8 月に可決されたため、魔女禁止事案の届出及び訴追時にどの法律を引き合いに出すべきかについて、混乱する状態が続いた。

「チャウパディ」(Chhaupadi)(月経中及び場合によっては出産後における、女性及び女兒を牛舎に住ませる等の、屋外への隔離)の慣行は、依然として深刻な問題であった。チャウパディは、この慣行を非合法化する 2005 年の最高裁判所の判決及び、2008 年に女性・子供・社会福祉省が発行した、撤廃に関するガイドラインに反して存続している。この慣行は、未成年の女兒、女性及び母親と共に家から追い出される乳児を、過激派集団、捕食動物及び感染症に襲われる危険に晒している。2010 年に行われた、ネパールの直近の複数指標調査の報告によれば、全国の 15 歳から 49 歳の女性の 19 パーセントがチャウパディを実践していた。この問題は、中部及び極西部の丘陵地域で特に深刻であり、女性の 50 パーセントがこの慣行に従っていた。カトマンズに居住する女性も、これほど徹底したものでない形態のチャウパディの実践を強制されたと報告しており、通常は、台所又は宗教儀式が行われる場所への立入りを許されなかった。チャウパディによって、多数の女兒が学年の大部分について、教育を受ける機会を制限された。

セクシャル・ハラスメント：2014 年の職場でのセクシャル・ハラスメント(撤廃)法は、苦情に対応する一連の職場内プロセスが全て遂行された時点で、加害者に 6 ヶ月以下の禁固刑、50,000NR(500 ドル)以下の罰金又はその両方を直ちに課すことを、郡長官に認めている。女性の権利活動家によれば、この法律は、被害者に対する適正な保護措置及び補償を定めているが、刑罰の厳格性は十分でなく、また、同法は、セクシャル・ハラスメントが最もよく見られる非正規部門を扱っていない。INSEC によれば、2016 年を通じて、同法の下に届け出られたセクシャル・ハラスメント事件の報告はなかった。複数の NGO 及び政府関係者によれば、同法の発効は 2015 年 2 月であり、施行を評価するには時期尚早であった。

性と生殖に関する権利：一般に、夫婦も個人も、差別、強制又は暴力を受けずに、子供の数、子の年齢間隔、および出生タイミングを自由に決め、生殖に関する健康を管理し、これを実践するための情報及び手段を利用することが許されている。しかし、児童婚の蔓延に起因して、多数の女兒が、心の準備ができる前及び、安全に子どもを生める体になる前に、社会から出産を迫られる状況に遭遇した。避妊具には男性用のものも女性用のものもあった。2014 年に国連児童基金(UNICEF)の後援で実施された直近の複数指標クラスター調査(Multiple Indicator Cluster Survey)によれば、婚姻女性の 47 パーセントが最新の避妊方法を使っており、2.5 パーセントが従来の方法を使っていた。2014 年のこの調査が指摘したところによれば、婚姻女性の 25 パーセントが家族計画に不満を抱いていた。辺鄙な地域では、

避妊に対する意識及び家族計画の実践は、依然として、限られていた。

世界保健機関によれば、2015 年の妊産婦死亡率は、生児出生 100,000 回当たり 258 人で、2005 年の 444 人から減少した。保健省は、保健関連の国家予算の 75 パーセント以上が出産育児に割り当てられる状況の中で妊産婦死亡率の低減に向けて尽力し且つ、保健医療施設での熟練した分娩医療を求める女性及び家族計画サービスに資金援助を提供した。2014 年の UNICEF が後援した調査によれば、分娩の 56 パーセントが熟練した助産婦によって介助されていた。2011 年から 20 パーセントの増加である。2016 年 4 月に公表された保健医療施設調査の予備調査結果によれば、女性の 98 パーセントが妊婦管理サービスを受けられる状況にあり、性感染症に対する医療サービスについては、平均して施設の 74 パーセントが提供している。全国の施設のおよそ半分は、正常な分娩医療サービスを提供しているが、テライ地域ではこの割合はわずか 33 パーセントであった。

差別：法律は、雇用等の女性が直面する制度的差別の保護を定めている((第 7 節 d を参照のこと)。差別が最もよく見られたのは農村地域で、宗教及び文化的伝統、教育の欠如及び法の無知が、依然として、選挙権又は女性名義での財産所有等の、基本的権利の行使に対する深刻な障害になっていた。ダリットの女性は特に、そのジェンダー及びカーストの地位を理由とする差別を受けた。親の無形遺産に対する女性の平等な相続分及び結婚後にその資産を保持する権利は法の認めるところであるが、女性の多くはこの権利を認識しておらず、既存の慣行に異議を唱えることを恐れる女性もいた。亡夫の不動産に対する寡婦の全面的利用機会及び権限も法の認めるところであるが、寡婦に汚名を着せ、敬遠する従来の態度が根強く残っており、コミュニティはたいいてい、政府が法の施行に向けて十分な措置を講じないことを理由に、この法律を無視した。

2006 年に採択されたジェンダー平等法--及びその他の 60 以上もの法律--には、差別的規定が組み込まれている。たとえば、財産権に関する法では、土地の借用や家族の財産分割において男性を優遇している。この法律は、1 人目の妻が身体機能喪失状態又は不妊症である場合は、男性に離婚しないで再婚することを認める形で重婚を奨励している。これに対し、憲法では、これまで法的保護を受けていなかった女性に、財産及び家族問題における配偶者と平等の権利及び教育、保健医療及び社会保障の特別な機会等の、複数の権利を与えている。

憲法は、ネパール人女性が、子どもの父親の市民権に関係なくその子どもに市民権を与えることを認めていない(第 2 節 d を参照)。また、ネパール人の妻と結婚した外国人の夫の帰化に対する具体的な規定もない。

子ども

出生登録：憲法によれば、市民権はネパール人の一方の親に由来して発生するが、ネパール人女性と外国人の父親から生まれた子どもの場合は、帰化によってのみ、国籍を取得できるという規定もある。憲法は、父親が不明の子どもにも、その母親から市民権を獲得することを認めている。最高裁判所は 2011 年に、申請者が父親又は母親のいずれかから市民権を求めることを許可する判決を下したが、実際のところは、申請者が地方自治体に出向かけないこと又は申請者又は政府関係者がこの法律を認識していないことに起因して、多くが市民権を拒絶された。これによって、入学許可に支障が生じた。両親が不明な子どもは、両親の身元が判明するまで、ネパール国民とみなされた。地方自治体は出生証明書を要求することが多かったため、実際のところ、ストリートチルドレン等の親のいない子どもは、多数の官僚的障害に遭遇した。養護施設の子どもは、各施設の後見人を通じて市民権を得ることを許されているが、かかる子どもも、同様の障害に遭遇することがあった。

教育：憲法は初等教育を全国規模で義務化している。2016 年 6 月に、ネパールの教育法が改正され、教育制度を、無償義務教育の基礎教育(1 年生から 8 年生)、有償で義務教育でない中等教育(9 年生から 12 年生)に分割した。政府のこれまでの政策では、初等教育は 5 歳から 12 歳の全ての子どもに提供されたが、大半の生徒は、受験料及び制服の費用を親が一部負担した。政府の報告によれば、就学年齢児の 95 パーセントが初等教育を受けており、男女格差はなかった。しかし、中等教育では男女格差が定着しており、農村地域では未成年女兒の 3 分の 2 が学校に在籍していなかった。2011 年の国勢地調査によれば、識字率は、女性がおよそ 57 パーセントであるのに対し、男性は 75 パーセントがであった。就学年齢女兒の中には、男女別又は適切な女子トイレがないこと、女兒に対する暴力の報告、早期及び強制婚、自宅から学校までの地理的距離がもたらす立場の弱さ、女兒に対する親の教育意欲の欠如、授業料及び熟練した女性教員の欠如を理由に、公立学校に通わない者もいた。教育省によれば、公立学校の 31 パーセントは、女子トイレを設置していなかった。複数の NGO によれば、政府は、公立学校の女子及び男子のために、男女別トイレ施設を規定するプロセスを継続した。

政府関係者によれば、2015 年の地震が教育部門に与える影響が懸念されるということである。教育省によれば、公立私立合わせておよそ 34,500 室の教室が損壊するか使用不能状態まで損傷した。9,986 室は、小規模の損傷を受けており、使用が許可される前に徹底した構造的評価の実施が必要になるということである。この地震で、教育を中断された子どもは、およそ 200 万人にも上る。2016 年 5 月に発表された政府の震災後復興枠組み(Post Disaster Recovery Framework)によれば、これまでにおよそ 6,500 箇所仮設学習センターが設立されており、教育省によれば、被災地域の子どもの大多数は教育を受けられる状態にあるとい

うことである。

医療：政府は、児童にも大人にも基本的なヘルスケアを無料で与えることになっているが、女兒に対する親の差別扱いによって、貧しい親は、医療サービスを求める際に、息子を優先した。

児童虐待：伝えられるところによれば、性的虐待等の児童虐待は広い範囲で見られた。複数の NGO によれば、意識向上もあって、かかる暴力の報告は以前より多くなったが、虐待のレベルに関する信頼できる推計はなかった。政府は、専用ホットライン及び国内 75 の郡に支部を持つ児童福祉中央委員会 Central Child Welfare Board (CCWB) など、児童に対する虐待及び暴力に対処するメカニズムをいくつか確立している。一部の場所では、上記の機関は、ヘルプラインを運営する NGO に適切な支援を提供しなかった。NGO の、子ども及び女性の社会奉仕と人権(Children and Women in Social Service and Human Rights)(CWISH)によれば、子どもに対する性的虐待の申立てを除き、警察は、児童虐待の届出に十分に対応せず、たいていは、犯罪捜査を追求せずに事案の仲裁を行った。

政府及び NGO は、2015 年の地震以降、子どもの立場が以前より弱くなったことに懸念を示した。政府は複数の被災地域で児童虐待に備えた措置を講じたが、NGO によれば、この措置は不十分であった。警察は強制避難者キャンプを監視し、政府は NGO と協力して、このキャンプ内に子どもを配慮した空間を設置した。子どもの権利活動家によれば、上記のキャンプ外の強制避難者用の非公式の集落では、学校に通っていない多数の子どもが性的虐待の危険に晒されている。地震発生から 1 年以上が経過したが、休学中の子どもの数に関する正式な推計は公表されなかった。

早期結婚及び強制結婚：20 歳未満の結婚は、男子女子両方について、法律で禁じられている。多くの地域で、家族が幼い子供に結婚を強制することがあった。2015 年 1 月に公表された UNICEF の実地調査によれば、早期結婚及び強制結婚の普及度は依然として高かったものの、2002 年から減少傾向にあるということである。20 歳から 49 歳の女性の約 49 パーセントが、18 歳未満で結婚するか結婚相手を得ていた。これに対し、15 歳から 49 歳の女性の 15.5 パーセントが、15 歳未満で結婚するか結婚相手を得ていた。この調査によると、15 歳から 49 歳の女性の 24.5 パーセントが、結婚しているか結婚相手を得ていた。NGO は、2015 年の地震の経済的影響によって、児童婚の比率は増大する可能性があるとの懸念を示した。

早期結婚及び強制結婚の慣行はダリット及びマデシコミュニティで特によく見られ、社会的、経済的及び文化的価値観によって助長されていた。法律は、児童婚の犠牲になった女

児の年齢に応じて、違反に対する刑罰を定めている。刑罰には禁固刑及び罰金刑の両方が組み込まれており、徴収された罰金は犠牲になった女兒に与えられる。民法の規定によれば、政府は、児童婚の事案が当局に提出された場合は常に、措置を講じなければならない。

政府は、早期結婚及び強制結婚の問題について、国内の子どもの権利擁護団体及び国際ドナーと協力したが、事案はたいてい届け出られず、法執行機関は、早期結婚及び強制結婚の防止に向けた法律をめぐって実施しなかった。政府は、女兒を対象とする奨学金プログラム等の多数の子どもの保護及び福祉プログラムを通じて、女兒の継続的就学を奨励しようと努力した。政府は 2016 年 3 月に、教育の改善、女兒に対する経済的権利の拡大、男性及び男児の参加、サービスの改善及び、既存の法律及び政策の実施を目指す、児童婚に対する国家戦略を発表した。

子どもの性的搾取: 複数の NGO によれば、児童に対する商業的な性的搾取は依然として深刻な問題であった。浮浪児の少年少女が売春で生活しているという報告及び、年端もいかなぬ少女がダンシングバー、マッサージパーラー、個室料理屋(一種の売春宿)で働いている)という報告が複数あった。同意による性交の最低年齢は 16 歳である。強姦に対する刑罰は犠牲者の年齢及び関係によって異なる。強姦に対する有罪判決には、強姦の被害者が 10 歳未満の場合は 10 年以上 15 年以下の禁固刑、被害者が 10 歳以上 14 歳未満の場合は 8 年以上 10 年以下の禁固刑、被害者が 14 歳以上 16 歳未満の場合は 6 年以上 8 年以下の禁固刑、被害者が 16 歳以上 20 歳未満の場合は 5 年以上 8 年以下の禁固刑、そして、被害者が 20 歳を超える場合は 5 年以上 7 年以下の禁固刑を下すことが許される。強姦未遂に対する有罪判決には、強姦に規定される刑罰の半分の量刑を課すことが許される。

児童ポルノに対する具体的な法律はないが、児童法の規定によれば、いかなる個人も、道義に反する職業に子どもを関与させる又は利用することは許されず、道義に反する職業に子どもを参加させるための写真撮影又は配布は許されない。子どもの人格を傷付ける写真の公開、展示又は配布も禁じられている。同法のこの条項の違反者は、10,000NR(\$100)以下の罰金、1 年以下の禁固刑又はその両方を課される。NGO、チェンジ・ネパール(Change Nepal)によれば、児童ポルノの事案も、刑法の下で「強姦の意図」として審理される。これに対する刑罰も、10,000NR(\$100)以下の罰金、1 年以下の禁固刑又はその両方である。他の法律専門家によれば、未成年者が児童ポルノの制作で性的虐待を受ける場合は、加害者は強姦罪で起訴される可能性があり、その場合の刑罰は、被害者の年齢によって、最大 15 年までの禁固刑になる。

故郷を追われた児童: 2015 年の地震及びその余震に起因して、多数の子どもが強制避難状態に置かれている(第 2 節 d を参照のこと)。

政府は、内戦当初の国内避難民の数及び、現在も避難生活を送っている人数等の、10 年に及ぶマオイストの紛争に影響された子どもに関する包括的なデータを持っていなかった。53 の郡から得た情報に基づく 2009 年の報告書の記録によれば、CCWB は、両親と共に強制避難した子どもは 9,691 人で、いずれか一方の親を失った子供は 3,930 人、両親を失った子供は 1,657 人であった。

現在も避難生活を送る子どもの数に関する推計には大きなばらつきがあった。

施設収容児童：伝えられるところによれば、孤児院及び児童養護施設における暴行及び虐待は頻繁に発生した。

この分野で活動するある NGO の推計によれば、法律上の最低運営基準を満たしていたのは、登録された児童養護施設の 10 パーセントであった。

この NGO の報告によれば、子どもに対する虐待のレベル又は程度は、前年と比べて大きく変わっていなかった。

CWISH の 2013 年の調査が示唆したところによれば、カトマンズ渓谷のかかる施設の中で、CCWB 基準を遵守する施設はごく少数であったが、基本的サービスを提供していた施設もあった。

複数の NGO によれば、2015 年の地震以降、CCWB 及び郡の児童福祉委員会は、検査の実施及び、児童養護施設から虐待被害者を救済する上での積極的な役割にこれまで以上に取り組んだ。

複数の NGO によれば、CCWB は、過酷な身体的虐待が報告された施設ではなく、政府の最低基準にやや違反している施設に注意を集中していたということである。

NGO の報告によれば、CCWB 及び警察がどの施設を検査及び救済活動の対象にするかの決定には、政治的要因が影響したということである。

監視についても、未登録施設のおよそ 50 パーセントは網羅されなかった。

ある NGO の推計によれば、登録施設の子どもの 3 分の 2 は孤児ではなく、未登録施設の数字もほぼ同じであった。

CCWB によれば、施設の子どもの多くは、孤児と偽って暮らしているか極貧状態のいずれかで、外国人ボランティアやドナーの同情を買って授業料をもらっているということである。

その同じ NGO によれば、職員は、子どもが本当は親がいることを明かす場合は、脅迫するあるいは、同情及び金銭的支援を引き出すために、子どもを乱暴する、飢えさせる又は他の手段で虐待した。

CCWB が救援目的の立入りに参加した事例では、伝えられるところによれば、一部の施設は、営業ライセンスを剥奪され、5 年間の再開禁止処分を受けた。

政府は、2015 年の地震発生以降、絶望した親が、カトマンズでの教育及び安全を約束した子供を児童養護施設での児童虐待の防他人に子どもを委ねる事案を多数報告されてから特に、止及び抑止に向けて措置を講じた。

政府は、対応策として、法的後見人を伴わない子どもを、郡児童福祉委員会(District Child Welfare Board)の承認なしに、別の郡に移送することを禁止し、児童福祉施設の監視を強化し且つ、新設施設の登録を一時的に中止した。

警察も、強制避難民キャンプを巡回し、移送拠点の監視を強化した、

子どもの権利擁護団体及び人身売買防止組織によれば、2016 年 2 月まで続いたこのイニシアティブは概ね成功したが、抜け穴は存在し、このイニシアティブでは到底埋められないということである。

CCWB 及びネパール国家警察は 2016 年 3 月に、カトマンズの Sahara Bal Sudhar Grihar 児童養護施設の強制捜査を実施した。この施設には、常時、29 人の子どもが暮らしていた。

NGO 及び政府関係者によれば、施設内の衛生状態は極めて劣悪で、大人の監督はほとんど行われず、地震による建物の損傷箇所は修理されていない状態で、子どもは、調理やお湯を沸かすための薪拾いを強制されたということである。物理的安全措置は実施されていなかった。

子どもが施設を定期的に入出入りしていることを示す証拠もあった。

伝えられるところによれば、一部の子どもの家族は、適切な学校に通学することを期待して、施設に入所させるために 40,000NR(400 ドル)を支払ったということである。

DCWB は、Sahara Bal Sudhar Grihar の登録証明書、納税証明書及び監査報告書を没収し、施設は一時的に閉鎖された。

国際的な子の奪取：The country is not a party to the 1980 Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction. See the Department of State's *Annual Report on International Parental Child Abduction* at travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html.

反ユダヤ政策

There was a small Jewish community in the country, and there were no reports of anti-Semitic acts.

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書(*Trafficking in Persons Report*)」を参照のこと。

障害者

憲法では、障害又は身体的状態に基づく差別を禁止しており、2007 年の暫定憲法に記載されなかった障害者の権利が追加されている。この権利には、身体障害を持つ「金銭的に貧しい」全ての国民に対する無償の高等教育の権利及び、視覚障害者を対象とする特別な教材及びカリキュラムの提供などがある。

障害者に対する権利及び便宜を改善するための法及び規則の強化に向けた政府の努力は徐々に向上したものの、依然として効果はなかった。最高裁判所は 2012 年に、月次給付金の提供、シェルターの建設及び郡ごとの社会福祉職員の任命を含め、身体及び精神障害者のための活動を強化するよう政府に命令した。政府は 2016 年を通じて、「超重度」障害者に分類される障害者に対する社会保障手当を、一ヵ月当たり 2,000NR(20 ドル)、「重度」障害者に対する手当を 600NR(6 ドル)に引き上げた。これ以外の障害者は、法律により、資金の利用可能性及び障害度に基づいて、手当を受け取ることになっている。政府は、聾啞者及び難聴者が行政サービスを受けるのを支援する 20 の郡の手話通訳者向けに財政支援も提供した。政府は障害者のために、15 の郡の障害者団体への助成金 6,900 万 NR(690,000 ドル)を含め、1 億 700 万 NR(107 万ドル)を割り当てた。しかし、複数の NGO によれば、政府は 2012 年の最高裁判所命令を実行しようとせず、権利拡大及び開発プログラムへの予算充当については、ほとんど進歩が見られなかった。政府はさらに、障害者に公職枠 5 パーセントを確保し、民間部門にも同様の保留制度を奨励した他、障害者に対する所得創出訓練も行った。政府の努力にもかかわらず、障害者は依然として雇用面での差別に遭遇した(第 7 節 d を参照)。

障害者の保護に責任を負うのは女性・子ども・社会福祉省である。教育省も、およそ 101,000 人とされる障害児が、初等及び中等教育レベルの公立又は私立学校に通えるようにするための補助措置として奨学金を提供した。障害、特に、知的障害、精神障害、視覚障害又は聴覚障害を持つ子どものおよそ 60 パーセントは、学校に通っていないかった。初等教育機関の就学率に比べて、中等教育レベル以上の障害児の就学率は極めて低かった。主な原因は、アクセシビリティの問題、学校の立地及び親に対する金銭的負担であった。学校での障害児の虐待事件は複数発生したということであるが、2016 年を通じて、裁判所又は関連する機関に事件が届け出られたという報告はなかった。

地方開発省は、地方開発機関の予算の 1 パーセントから 2 パーセント程度を障害プログラムに割り当てた。障害者に取り組む NGO の中には、政府から資金を提供されたものもあつ

たが、障害者の多くは、ほぼ全面的に家族の支援に依存していた。

障害者の投票権及び民事への参加権又は司法制度の利用機会に対する法律上の制限はない。しかし、女性・子ども・社会福祉省によれば、上記の権利を行使する上での障害、特に、公共施設への立入り手段の不足が見られた。政府は、障害者に 5 パーセントの公職枠も確保した。

大都市では精神医療サービスを受けることができたが、女性・子ども・社会福祉省は、2016 年を通じて、精神医療組織に対する予算枠を、150 万 NR(15,000 ドル)から 100 万 NR(10,000 ドル)に引き下げた。

国籍／人種／少数民族

法は、それぞれの社会は、「その言語、文字および文化を維持し、振興する」権利を持つこと、及びそれぞれの社会は、初等レベルの学校教育を独自の言語で行う権利を持つことを規定している。政府はこの規定を概ね支持した。国内には、120 種類を超える異なる言語を話す、125 を超えるカースト及び民族集団が存在し、その一部は、先住民とみなされている。

雇用等における下層カースト及び一部の民族集団に対する差別(第 7 節 d を参照)は広い範囲で発生しており、特に、テライ地域及び農村地域でよく見られた。

カーストに基づく差別は違法であり、政府は私生活部分を網羅するべく、ダリットを公然と敬遠する行為を非合法化し且つ、他の不利な立場にあるカーストの権利を保護するべく努力を重ねた。憲法は、私的空間も網羅するように、2007 年の暫定憲法に記載された不可触賤民の慣行の禁止を強化し、教育、保健医療及び住宅におけるダリット専用の法的保護措置を定めている。憲法により、ダリットの権利保護及び推進を強化するための合憲組織として、全国ダリット委員会(National Dalit Commission)も創設された。

ネパール全国ダリット社会福祉団体(Nepal National Dalit Social Welfare Organization)によれば、農村地域における差別緩和に向けた政府の動きは依然としてあまり進まず、警察は申し立てられた差別事件の捜査に意欲的でなく、かかる事案を仲裁する方を選んだ。報道機関は、2015 年に発生した地震の被災地域で暮らすダリットが、支援復興物資の供給において、近隣の上級カーストコミュニティよりも不利な立場に遭遇した事件を複数報道した。複数の NGO によれば、この慣行は広範囲には及ばなかったものの、救援及び復興に参加した国内外の NGO は、支援又は復興物資を分配する際に、カーストによる差別が起こらないように努力した。

複数の報道及びダリットの権利擁護 NGO によれば、異なるカースト間の結婚に対する抵抗は、村八分又はコミュニティからの強制追放という結果を招くことがあった。報道によれば、ダリットの寺院及び喫茶店への立入り及び、水源の共有を禁止した事件も発生しており、ダリットは、かかる状況で暴力を受けることもあった。複数の NGO によれば、かかる事件の発生頻度は、おそらくは差別禁止法に対する意識向上に起因して若干減少する傾向にあるが、かかる事件がなくなることはなかった。異カースト間の結婚事例としては、2016 年 7 月 9 日に、ダリットコミュニティの住民、Ajit Mijar が Kalpana Parjuli と結婚した例があった。2016 年 7 月 14 日にダーディン(Dhading)郡で、吊り下げられた Mijar の遺体が発見された。この事件は当初自殺と報道されたが、Mijar の家族は、意図的に殺害されたと考え、警察に事案を届け出た。ダリット NGO によれば、警察はこれに対応せず、事案の徹底捜査を行わなかった。NHRC は全国ダリット委員会及びネパール国家警察と合同で、捜査状況を監視した。

教育の向上と経済的繁栄のお陰で、都市部、特にカトマンズバレーにおいては、カースト差別は徐々に減ってきており、社会経済的に低い層のグループに対する機会が増大している。高学歴で都市部指向のカーストは引き続き、政治や上級行政部門および軍部で支配的な地位を占めており、天然資源の大きな部分をコントロールしている。ダリットは依然として、地方自治体及び中央の政治から排除されたと報告している。

先住民族

政府は、人口のおよそ 36 パーセントを占める、59 の民族集団／カースト集団を先住民族として認定した。一部のコミュニティは、相対的に恵まれていたが、多くは政府資源及び政治制度の利用機会の不平等及び、言語、宗教及び文化的差別に遭遇した。一部の NGO によれば、所属集落が 2015 年の地震によって集中的に損壊した先住民は、提供される支援復興物資の質及び量において差別を受けた。

現地の資源及び開発プロジェクトの便益の分配をめぐって、先住民と政府当局の間で紛争が発生することがあった。天然資源に対する排他的権利を付与されたと先住民集団が主張する、国際労働機関条約第 169 号に基づく政府の義務の解釈をめぐって発生した紛争もあった。

拷問に関する AF の 2015 年の報告書によれば、拘禁者間での拷問の発生率は、サンプリングの結果、被拘禁者全体間ではなく、先住民とみなされる被拘禁者間で増大した。2016 年 7 月に公表されたアムネスティ・インターナショナルの報告書は、2015 年 8 月にティプカ

ル郡で発生した、抗議運動者による治安部隊員 8 人と子ども 1 人の殺害以降、カイラリ郡のタルー族コミュニティ住民に、警察が恣意的な逮捕、拷問及び虐待を行った上、一部のコミュニティ住民に、強要された自白書に無理に署名させたことを非難した。

性的指向及び性同一性にに基づく暴力行為、差別及び他の虐待

同性間の性行為を非合法化する法律はなく、レズビアン、ゲイ、同性愛者、性同一性障害者及び半陰陽(LGBTI)は、その権利を積極的に擁護した。憲法は、LGBTI の人々に対する保護を強調する規定を設けているが、LGBTI 活動家は、ジェンダー・マイノリティ及び性的少数派に対する保護を強化するさらなる法律制定を相次いで要求した。

最高裁判所は 2007 年に、LGBTI の人々の基本的権利を保護し、第三のジェンダー市民権を有効にし、性別に基づく差別を設けた法律を改正する法律を制定するよう、政府に命令した。2007 年の判決の実施は、判決当初は遅れていたが、内務省は 2013 年に、市民権の申請者に「男女以外の」ジェンダーカテゴリーを組み込んだ国籍証明書の発行を開始した。内務省は 2015 年に、「男女以外の」ジェンダーを指定できるパスポートの発行を開始した。人権派弁護士によれば、憲法には、国籍証明書でジェンダーアイデンティティを選択する国民の権利が正式に記されている。女性・子ども・社会福祉省は、啓発プログラム、所得創出訓練及び、2 つの主要 LGBTI 擁護 NGO、ブルーダイヤモンドソサエティ(Blue Diamond Society(BDS)及び Inclusive Forum Nepal が決定したその他の LGBTI コミュニティニーズに向けて、LGBTI に焦点を当てたプログラムの予算を、600,000NR(\$6,000)から 150 万 NR(\$15,000)に引き上げた。国内の LGBTI 擁護団体によれば、政府は LGBTI の人々に、教育、保健医療又は雇用における平等な機会を与えなかった(第 7 節 d を参照のこと)。LGBTI 擁護団体によれば、一部の LGBTI の人々は、特に農村地域では、市民権の登録でも困難に直面した。

国内の LGBTI の権利擁護 NGO によれば、民間人及び政府関係者による LGBTI の人々への嫌がらせ及び虐待は、2016 年を通じて、都市部で特に減少したが、事件は依然として、発生した。複数の NGO は、LGBTI に関連する訓練及び感受性プログラムの実施イニシアティブを強化したことについて、政府、特に、女性・子ども・社会福祉省を称賛した。

LGBTI の権利擁護団体の報告によれば、ジェンダー・マイノリティ及び性的少数派は、2016 年を通じて、警察から嫌がらせを受けた。BDS によれば、警察は、性同一性障害者の性労働者を相次いで標的にし、公安法の下に罪状なしに 25 日間も拘禁した。

ネパール国家警察の HRC には、LGBTI の人々が提出した嫌がらせの申立ての証拠記録がなかったが、NGO の Inclusive Forum Nepal の報告によれば、2016 年 2 月に、マクワンプル郡

(Makwanpur)で男性 2 人が攻撃された。この男性 2 人がこの事件を警察に届け出たところ、警察は事案の登録を拒否し、不適切な行為についてこのカップルを叱責した。HRC が確認したところによれば、国民の多くは LGBTI の人々を否定的な目で見ているため、何らかの低レベルの嫌がらせは発生している。HRC は、ネパール国家警察はこのような社会的偏見に慣れることはないとは追記した。HRC は引き続き、嫌がらせを最小限に留め、これを防止する意図で、LGBTI の権利に関する研修を実施し、LGBTI に取り組む NGO を協力した。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV 予防サービスを提供した個人又は HIV／エイズの蔓延につながり得る高リスクグループに対する公的差別はなかった。

複数の NGO によれば、HIV 罹患者に対する社会的差別及び不名誉は減少したものの、依然として、頻繁に発生した。ネパールに関する直近の人口保健調査では、女性の 30.7 パーセント及び男性の 24.9 パーセントが、HIV 感染者に対する差別的態度を報告した。

複数の NGO によれば、保健医療職員及びボランティア、報道機関、警察、教員や生徒、地方自治体幹部及びコミュニティ住民向けの政府が後援した啓発プログラムに主に起因して、HIV 罹患者の社会的容認度は高まりつつあるということである。

HIV 関連の業務を提供した保健医療施設の多くは、著しい不名誉又は差別を受けることなくこれを行ったが、HIV 罹患者に対する教育及び保健医療、特に、外科手術や歯科衛生及び、妊婦の治療の利用機会が妨害された事件が複数報告された。政府は、HIV 感染者の医療サービス強化及び社会的差別の軽減に主眼を置く、国家 HIV／エイズ戦略を承認した。

ネパールの全国ネットワーク、全国 HIV／エイズ感染者協会(National Association of People Living with HIV and AIDS)によれば、ある女性団体は、HIV 陽性が判明した時点で、カイラリ郡の地元診療所に就職した個人を強制退職させた上、村から追放した。不名誉及び差別の軽減に関する訓練等の NGO と郡の保健医療職員による連携対応によって、コミュニティは最終的に、この個人が村に戻ることに及び復職することを歓迎した。

他の社会的暴力又は差別

2015 年 8 月から 2016 年 2 月にかけて中西部の丘陵地帯及びテライ地域の広い範囲で発生した内戦、抗議運動及び、発生したゼネストを通じて、マデシ及びタルー族の政治運動に反対した個人を抗議デモ参加者が攻撃した報告が複数あった。例えば、THRDA の報告によれ

ば、2016年1月21日に、丘陵地帯を拠点とする若者およそ200人が、バスでテライ地域のモラン郡(Morang)に向かい、ダイナー村開発委員会の地元住民を罵倒した上、警棒及びビール瓶で攻撃した。地元のマデシが警察の一群に向かって若者を追いかけると、警察は若者達を警察車両内に引き入れた。地元住民は、暴力の先導者を庇った警察を非難し、丘陵地帯を拠点とする若者が乗ってきたバス2台に火を点けた。複数の申立てによれば、暴力を振るった「抗議デモ参加者」の中には、ある政治目標を持つ複数個人から金銭で雇われた犯罪者であったということである。

第7節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律では、労働者が組合を結成し、自身が選択する組合に加入する権利を規定しているが、政府が破壊活動組織又は扇動的組織とみなすものは例外である。結社の自由は正規及び非正規部門両方の労働者に及ぶ。外国籍者は、労働組合幹部に選任できない。正規部門では、外国籍者は、管理職の職位でのみ就労が許可される。管理職の組合結成を禁じる法律により、外国籍者には、労働組合を結成する権利が事実上ない。非正規部門では労働組合は珍しく、外国籍者は加入できない。国内労働者は、公共交通機関、銀行業務、治安及び保健医療等の16の必須サービスの従業員を除き、ストライキ及び団体交渉を行う権利を有する。次官レベル以上の軍人、警察職員及び政府関係者も、組合活動への参加を禁じられている。民間企業では、管理職職員は、組合への加入が許されない。

法律の規定によれば、労働組合は、所与の職場の代表者とみなされる労働者の25パーセント以上を代表するものでなければならない。この最低要件は、非公式の組合団体の結成を禁じるものではなく、この団体もストライキ及び政府との直接交渉を要求できる。非正規部門の労働者も労働組合の結成を許されているが、労働者はこの権利を認識していなかった。

法律は、団体交渉等の労働組合の正式な任務に起因して生じる訴訟から組合代表を保護しており、反組合的差別を禁じている。組合活動への参加を理由に解雇される労働者は、労働裁判所又は準司法的権限及び仲裁権を有する労働局に苦情申し立てを提出する方法で、復職を要求することができる。事案の多くは仲裁を通じて解決される。雇用主は、法律により、限られた条件に基づいてのみ且つ、3度の不正行為後にのみ従業員を解雇できる。法律の規定によれば、法的要件を満たしていないストライキへの参加は不正行為になり、それに起因して、停職処分又は雇用契約の終了という結果になる。

合法的なストライキを執行するためには、組合加入者の 51 パーセントが秘密投票で賛成票を投じなければならない。組合はストライキ決行日より 30 日前までに通知を提示しなければならない。組合が登録されていない場合、過半数の支持がない場合又は 30 日前の通知を交付する前にストライキを呼びかける場合は、そのストライキは違法とみなされる。

政府は、資源、検査及び改善措置が不十分だったこと及び、違反を抑止するだけの十分な違反罰則がなかったことにより、準拠法を全面的に施行できなかった。行政及び司法手続きは、長期的に遅れ、不服申し立てが発生した。

結社の自由及び団体交渉の権利は概ね尊重された。政府は、必須サービスのストライキを制限したが、2016 年を通じて、病院、教育業務及び交通部門の労働者は、多数のストライキを呼びかけ、法的処罰を受けなかった。組合の多くは政党とつながっており、政党から独立して活動しなかった。

政府が労働者組織の機能に干渉したり、組合幹部を脅迫したりすることはなかった。禁止されているにもかかわらず、病院等の必須サービス部門のストライキが相次いで発生した。ネパール屈指の医学教育機関である、トリブバン大学教育病院(Tribhuvan University Teaching Hospital)の医師及び医療専門家の多くは、私立医大への不正入学及び医学教育の質低下に関与したとされる幹部職員の訴追を要求したゴヴィンダ・KC 医師(Dr. Govinda KC)が決行した、数年に及ぶ 8 回目のハンガーストライキを支持した。KC は、職権乱用調査委員会の Karki 委員長の弾劾も要求した。2016 年 7 月の KC のストライキには、TUTH スタッフ数人が参加し、前回のストライキ中に合意した規制措置を実施しない政府を批判した。このハンガーストライキは、16 日目に、KC と政府関係者間の取引成立で終了した。政府がこの取引を実行しようとしなかったため、KC は 2016 年 9 月から 10 月にかけて、さらに 12 日間のハンガーストライキを決行した。

b 強制労働の禁止

法律は、あらゆる形態の強制労働を禁じており、これに対し、1 年以上 20 年以下の禁固刑及び 200,000 (2,000 ドル)以下の罰金刑を定めている。強制労働目的の強制、詐欺又は強要による人材の斡旋、移送、隠匿又は受入れは、法律により非合法化されていない。政府は、限られた資源にもかかわらず人身売買の撤廃に対する最低水準の遵守に向けて多大な努力を行ったが、ネパールは依然として、強制労働の対象になる男性、女性及び子どもの送出国、経由国及び受入国であった。

政府による債務労働を禁じる法律の執行は一様でなく、被害者の社会的再統合は依然とし

て、困難であった。政府は、26,000 人を超える「カマイヤ」(2000 年に解放されたタルー族の債務農業労働者)に、物資及びその他の社会福祉手当を提供した。これには、自宅の建設資材を購入するための 1 世帯当たり 10,000NR(100 ドル)の支給などがあった。しかし、元カマイヤ家族の多くは、依然として、川岸及び荒れ果てた土地の一画で劣悪な生活条件下で暮らしており、雇用の機会は限られ、教育を受ける機会はほとんどなかった。

政府は 2013 年に、カムラリ (Kamlari)の違法な慣行の撤廃を再度約束した。カムラリは債務家事労働に従事するタルー族の女兒である。政府は、元カムラリの教育に 1 億 2,000 万 NR(120 万ドル)を充当したが、当局は全額を費やさなかった。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書(*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法は、雇用最低年齢を 14 歳と定めており、危険労働部門については 16 歳としており、児童には許容範囲内の労働条件を与えるよう命じている。雇用主は、14 歳から 16 歳の間の労働者の記録を個別に維持しなければならない。工場、鉱山及びその他の 60 のカテゴリーに該当する有害な労働に子どもを雇用することは法律で禁じられている。法律は、16 歳から 18 歳の間の児童には週 36 時間労働(朝 6 時から夕方 6 時までの間に 6 時間、週 6 日)を限度としている。法の施行規則は十分に施行されなかった。この法律では、子どもを違法に雇用する個人に対し、5 年以下の禁固刑及び 100,000 (1,000 ドル)以下の罰金刑も定めている。

児童労働法及び慣行の施行に責任を負う労働局が示した施行記録は内容が薄かった。労働局は、労働検査の多くを正規部門で実施したが、児童労働はほぼ全面的に、非正規部門で発生した。同局の 2016 年 8 月時点の報告によれば、定期的な監視責任を担う同局の工場検査職 12 人のうち、配属されていたのはわずか 5 人だけであった。検査職の一部は、公務員の定期的な人事異動により欠員状態で、検査の実施専用要員は限られていた。労働局は 2015 年に、産業が密集する郡に、上級労働監督官 5 人の職位を創設したが、2016 年 8 月時点で、この職位は全て欠員状態であった。児童労働への対応及び最終的な撤廃に向けて、様々な法律及び政策が設けられている。刑罰は、10,000NR(100 ドル)の罰金及び禁固 1 年から、20,000NR(2,000 ドル)の罰金及び禁固 20 年まで様々に異なる。

児童労働は、農業、家庭内使役、荷役、ゴミ収集及び運輸で見られた。煉瓦窯、碎石産業、絨毯製造部門、刺繍工場及び娯楽部門では、最悪の形態の虐待が報告された。非正規部門

では、子どもは不衛生な環境で長時間労働し、重い荷物を運び、性的搾取の危険に晒され、場合によっては、多数の健康問題に苦しむこともあった(第6節、子どもを参照のこと)。政府関係者によれば、2015年の地震による経済的影響が、児童労働の危険増大を誘発することを懸念しているということだったが、2016年8月時点で、公式なデータは公表されていなかった。

カトマンズ渓谷の副都市のラリトプル市(Lalitpur)は2016年に、『グリーンフラッグキャンペーン』を児童労働の撤廃まで拡大した。このキャンペーンの下に、子どもの権利の分野で活動する国内のNGOは、児童労働を利用しなかった各家庭に緑の旗を掲げた。NGOはラリトプル市及び警察とも連携して、家事使用人として働く子どもを救援した。

入手可能な直近データである2008年のネパール労働力調査によれば、労働に従事している児童は、5歳から9歳の間の児童では13.4%であり、10歳から14歳の間の児童では52.7%であった。

以下のURLで公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見(*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

2007年の暫定憲法は、宗教、人種、性別、カースト、部族、社会的出自、言語又は観念的信念に基づく差別を禁止した。暫定憲法の規定では、政府は、女性、ダリット、先住民、障害者及びその他の「経済的、社会的又は文化的に遅れた階級に属す」個人の保護、権利拡大又は進歩に向けて特別規定を設けることも許されている。2015年の憲法には、障害及び身体及び健康状態に基づく差別に対する一般的禁止条項が追加された。この憲法では、ジェンダー・マイノリティ及び性的少数派も、保護、権利拡大又は進歩に対する特別措置に適格なカテゴリーに追加された。2015年憲法は、雇用について特に、包摂の原則を通じて、女性に特別な雇用機会への権利を付与し、少数民族、障害者、イスラム教徒及びジェンダー・マイノリティ及び性的少数派に、公的役務に就く権利を付与した。憲法は、ダリットに特定した、公務等の雇用における法規定も設ける意向を示している。ジェンダーに基づく支払い方法又は給与の差別は、労働に関する規則で禁止されている。

労働者差別又は、肌の色、年齢、国籍又は市民権、HIV陽性又はその他の感染症に基づく差別を禁止する憲法、法律又は規則上の規定はない。

憲法及び法律上の保護規定にもかかわらず、ジェンダー、カースト、民族性、国籍、市民権、障害、宗教、性的指向とジェンダーアイデンティティ及び HIV 陽性についての、雇用及び職業における差別が発生した。かかる差別は、政府及び人権擁護組織による監視が行き届かない又は全く行われない非正規部門で最もよく見られ、恵まれないカテゴリーの人々は、頼れる人物又は手段がほとんどなかった。正規部門での労働者差別は、障害のない上位カーストの男性が、雇用、昇進及び異動で優遇されるという形が一般的であった。公的部門では、かかる差別はどこに所属するかも基準になっており、伝えられるところによれば、政治指導者はたいてい、かかる差別を黙認していた。

男性と女性に対する同一労働同一賃金は法律の義務付けるところであるが、政府は、この規定を、国営産業の多くで特に、実施しなかった。公務に就く資格を得るためには、ネパール国籍又は市民権は必須であり、二重国籍者は排除される。ただし、契約の約定に基づく又は、顧問としての外国人の有期雇用契約は許可されている。労働法は、完全出資外国企業又は合併外国企業での外国人雇用を制限している。

2016 年を通じて、政府は、障害者を主に教員として雇用する目的で、公務雇用枠 5 パーセントを利用した。政府は民間部門においてもこの雇用枠を自主的に実施しようと働きかけ且つ、2016 年を通じて、公務員試験に備える障害者の準備に役立てるための、無償講座の実施を開始したが、政府関係者及び障害者の権利擁護団体によれば、障害者全体の採用率はあまり上昇しなかった。民間部門で働く障害者の多くは、その状態を理由に採用を拒否された又は解雇されたと主張した。どの部門でも、障害を持つ被用者は、その他の形態の差別的扱いを報告した。

ネパール全国ダリット社会福祉機構(National Dalit Social Welfare Organization)によれば、官民両部門における下層カースト民の雇用機会の確保に向けた差別禁止法の規定の実施には、進歩はほとんど見られなかった。これに関する包括的データはなかった。

政府は人権に関する第四次(2014-19 期)国家行動計画の中で、ジェンダー・マイノリティ及び性的少数派、また、周縁化された集団に対しても、経済的権利の拡大に向けて措置を講じることを約束した。しかし、国内の LGBTI 擁護団体によれば、実施されていなかった。各部門で発生した LGBTI の人々に対する差別に関する信頼できるデータはなかったが、活動家の報告によれば、ジェンダー及び性的少数派が治安業務及び運動競技で昇進及び競争機会を拒絶されるのは珍しくないということである。雇用主又は職場仲間に HIV 陽性が露見した時点で、失業した個人の報告がいくつかあった。HIV/エイズ分野で活動する開発 NGO によれば、HIV 罹患者の容認を促進し、職場における罹患者の権利を尊重するための長期的な公的政策は、事実上施行されなかった証拠があるということである。

e 受入れ可能な労働条件

政府は、2016 年 2 月に、非熟練労働者の月額最低賃金を、8,000 NR(80 ドル)から、9,700NR(97 ドル)に引き上げた。製茶産業に従事する労働者の最低賃金は、2016 年 7 月に、一日当たり追加手当 30NR(30 ドル)が組み込まれ、6,375NR(64 ドル)から 7,075NR(71 ドル)に引き上げられた。最低賃金は、正式な貧困ラインである一日当たり 52NR(53 ドル)を超えたが、これは最低限の生活ニーズを辛うじて満たす程度であった。これは特に、消費財のインフレ率が高くなった 2015 年の地震後及び憲法に関連する政情不安に当てはまる状況であった。

最低賃金法は(労働人口のおよそ 10 パーセントを占める)、正規部門及び非正規部門の両方に適用されるが、実施度は正規部門の方が高かった。共同労働組合調整センター(Joint Trade Union Coordination Center)、ネパール商工会議所連盟(Federation of Nepalese Chambers of Commerce and Industry)及び労働雇用省間で交わされた覚書に従って、最低賃金は 2 年ごとに改訂されることになっている。この覚書の下では、賃上げ期限は 2015 年 5 月であったが、地震及びその後の政情不安により、改訂は 8 ヶ月遅れになった。

法は、1 週間の労働時間を 48 時間(週休 1 日、5 時間労働当たり 30 分の休憩)に定めている。法は、超過勤務を一日 4 時間、週 20 時間に制限しており、時間当たり 50%の超過勤務手当を払うよう求めている。過度の強制的超過勤務は禁止されている。被用者は、有給扱いの祝日休暇、病気欠勤、年次休暇、産休、忌引級か及びその他の特別休暇の権利も与えられる。法律は、適切な労働衛生安全基準を定めており且つ、準備資金、居住施設、女性職員が 50 人を超える職場に対するダイケア態勢及び出産手当等の、その他の給付手当を定めている。

労働雇用省の報告によれば、正規部門の工場の多くは、最低賃金及び労働時間に関する法律を遵守していたが、農業及び家事使用人等の非正規部門では、実施度にばらつきが見られた。同省は、労働及び職業衛生・安全検査官として機能する工場検査官を、国全域に最大 12 人まで雇用した。

労働衛生安全基準の導入及び施行は最低限に留まっており、労働雇用省は、これを、労働法施行の最もおざなりにされた分野であるとみなした。同省は、複数部門にわたる労働法違反を確認した。これには、建設、採掘、運輸、農業及び工場作業などがあつた。

政府は労働安全及び労働衛生規定の実施に必要な規制又は行政構造を作っていない。労働雇用省は、労働安全衛生に特定した専用事務所を設置せず、検査官がこの分野に特定して

訓練されるようにもしなかった。刑罰は違反を抑止するには不十分であった。工場検査官は法律により、雇用主に危険な条件の是正を命令する権限を有するが、安全基準の強化は、依然として最低限で、監視は生ぬるかった。職場の死傷者及び事故に関する正確なデータは入手できなかった。労働に関する法規則は、労働者がその雇用契約を損なうことなく、健康又は安全を脅かす状況から自主的に撤退できる規定を設けていない。

政府は、国外での出稼ぎ労働を求める労働者を斡旋する労働契約又は「人材」機関を規制し、不正な斡旋方法を処罰した。政府は、2015 年に導入された無償ビザ・無償航空券スキームに引き続き取り組んだ。一部の政府関係者は、渡航書類の偽造及び労働請負業者の斡旋違反の看過に加担した。多種多様な未登録及び規制外労働力「斡旋業者」及び仲介業者はコミュニティの信頼される住民であることが多く、これによって、斡旋プロセスの有効な監視は困難になった。労働者は、出稼ぎ労働者を見守り、その権利を侵害された労働者に何らかの補償を提供する、海外派遣労働者振興機構(Foreign Employment Promotion Board)への登録及び手数料の支払いを奨励された。

政府は、海外で働く労働者の雇用契約をネパール語に翻訳することを義務付け、労働者に出国前オリエンテーションプログラムへの参加を義務化する規定を制定した。労働者はオリエンテーションを通じて、その権利が侵害された場合の権利及び法的手段を教えられる。このイニシアティブの有効性には依然として疑問の余地があり、企業の多くは、わずかな料金と引き換えに出国前オリエンテーション証明書を発行し、訓練の実施を怠った。ネパール人出稼ぎ労働者は依然として、搾取的条件に遭遇することが多かった。

非正規部門には多数の労働者がいたが、インフォーマル経済の規模を正確に確認するためのデータは公表されていなかった。2008 年のネパール労働力調査によれば、農業以外の非正規部門では働く 15 歳以上の人口は、およそ 215 万人(2008 年時点の非農業部門労働人口のおよそ 70 パーセント)にも上った。

健康及び安全を脅かす労働状況から労働者を保護することは、法の定めるところであるが、小さな町村の零細企業及び家内工業では、雇用主は労働者に、かかる状況での労働を強制したり、解雇の危険にさらしたりすることがあった。